

令和5年第1回山北町議会定例会の経過（3月6日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。（午前9時00分）
- なお、副町長におかれましては御家族の葬儀に伴い、本日及び明日以降も欠席との旨、町側よりお申出がありましたので、お知らせをいたします。
- 本日の議事日程はお手元に配付をしたとおりであります。
- 日程第1に入る前に町長から令和5年度の施政方針並びに当初予算についての概要を述べさせてほしいとの申出がありましたので、これを許します。
- 町長、施政方針の演説をどうぞ。
- 町 長 おはようございます。
- それでは、令和5年度施政方針について、本日、令和5年度の予算案をはじめとする各議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に向けての私の所信の一端と、主要な施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内で初めて感染が確認されてから3年が経過いたしました。昨年は年明けから第6波に始まり、7月からはオミクロン株「BA.5」への置き換わりにより始まった第7波、そして現在の第8波と3回にわたって、感染拡大の波が訪れ、いまだ収束する気配は見られません。
- そのような中、政府は感染症法上の位置づけを、本年5月8日から季節性インフルエンザと同等である「5類」に引き下げる方針を決定し、マスクの着用についても3月13日から個人の判断に委ねることを基本とする方針を決定するなど、新型コロナウイルス感染症との向き合い方が大きく変わろうとしております。
- しかしながら、第8波はピークアウトしてきている感じと感ずるものの、高齢者、「B1.5」等が流行する懸念もあることから新たな変異株「XB.1.5」等が流行する懸念もあることから、今後も気を緩めることなく基本的な感染防止対策を徹底していく必要があると考えております。
- 本町では、町民の皆様の安心と安全を守るため、今後も国や県の動向に注

視しながら、ウィズコロナを見据えた感染防止対策と社会経済活動の両立を図るため、全力で取り組んでまいります。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの侵攻に端を発した国際情勢の変動に伴い、原油や原材料等の価格高騰や急激な円安の進行等と相まって、生活に関連した様々な物価の上昇を引き起こし、私たちの生活や事業者の方々の経営環境等に大きな影響が及び、大変厳しい状況が続いております。

2月24日でウクライナへの侵攻から1年が経過しましたが、現地では今なお激しい戦闘が続き、民間人を含めた多くの方々が犠牲になっております。一刻も早く戦争を終結させ、避難する方々が安心して暮らせる日が来ることを強く望んでおります。

また、昨年も日本各地で地震や噴火、台風など多くの自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。

中でも8月3日から5日にかけて、東北地方から北陸地方では線状降水帯の発生により、記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。

この災害により、令和3年12月に「災害時における相互応援に関する協定」を締結した新潟県村上市では、土砂崩れによる建物被害や浸水被害が発生したほか、各地域でライフラインや交通網が断たれる状況となりました。

本町におきましては、協定に基づき、支援物資を輸送するとともに、現地に職員と給水車を派遣し、給水作業や災害ごみ受入れの調整支援などの活動を行いました。

改めて、災害時における迅速な応急復旧対策を図る手段の一つとして、相互応援協定の必要性や重要性について実感したところであり、昨年度は新たに千葉県長柄町と栃木県野木町、山梨県南部町との3町と協定を締結し、広域的な相互応援体制の強化を図ったところでもあります。

最近では、2月6日にトルコ共和国で発生した地震において、多くの建物が倒壊し、死傷者を含む多数の被害者が出ておりますが、本年は大正12年に発生した関東大震災から9月1日で100年の節目を迎える年に当たります。

これまでの災害から得た知識や教訓を生かし、あらゆる事態を想定した中で、より一層の防災対策の強化に取り組む必要があると考えています。

一方、明るい話題といたしましては11月から12月にかけて、4年に一度のサッカーの祭典「FIFAワールドカップ」がカタールで開催され、各大陸間での予選を勝ち抜いた32か国が会場に集まり、熱戦が繰り広げられました。

日本代表は、グループリーグで優勝経験もあるドイツやスペインと対戦して勝利する歴史的な快挙を成し遂げましたが、決勝トーナメントでは1回戦で敗れ、惜しくも目標としていたベスト8は達成できませんでした。

しかしながら、強豪国相手に最後まで一生懸命戦う姿に日本中が大変な盛り上がりを見せ、次世代を担う多くの子どもたちに夢と希望を与えてくれました。

さて、町内におきましては、これまでコロナ禍において中止や延期等を余儀なくされてきた様々な行事やイベントも感染状況を踏まえつつ、徐々に再開できるようになり、感染防止対策を徹底した上で3年ぶりに丹沢湖花火大会や室生神社の流鏝馬などが開催されました。

特に丹沢湖花火大会については例年8月に開催していましたが、コロナ禍の影響を受け、今回初めての試みとなる冬の12月に開催したところ、町民の皆様をはじめ多くの方々に御来場いただきました。

皆様のうれしそうな笑顔を拝見したとき、このようなイベントの開催を皆様が待ち望んでいたことを実感したところでございます。

今後も皆様が安心して参加し、楽しんでいただけるよう、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、これらの行事やイベント等を実施していきたいと考えております。

また、4月には本町と県企業庁で整備を進めていた新たな洒水の滝遊歩道と観瀑台が完成し、一般公開されるとともに、8月にはPFI法を活用して建設した新しい町営住宅「みずかみテラス」が完成し、今年に入り、全戸の入居が完了いたしました。

コロナ禍を契機として、地方への関心が高まりを見せている中、関係人口の創出も含め、地方への新たな人の流れが生まれてきておりますので、今後も多くの方々に山北町に関心を持っていただき、「将来にわたって住み続けたい」「また訪れてみたい」と思っただけのよう、魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。

さて、新東名高速道路の開通時期につきましては、中日本高速道路より工事が難航していることが理由として、予定していた本年度から令和9年度に延期されることが発表されました。これに伴い（仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始も令和9年度の予定となり、2度目の延期発表に大変残念に感じたところであります。

しかしながら、国内最大級の特殊アーチ橋「河内川橋」をはじめとする工事の様子などを拝見いたしますと、建設工事が一步步進んでいるのが確認できますので、一日も早い開通を目指し、開通、通過自治体として、引き続き中日本高速道路を支援してまいります。

そして本町といたしましても、（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想に基づき、スマートインターチェンジ周辺地域において、産業・観光のゲートとしての土地利用展開を図るため、県や中日本高速道路と連携しながら、実現可能な取組について、引き続き検討してまいります。

さて、昨年7月の町長選挙において力強い御支援を賜り、4期目の町政をスタートしてから早いもので8か月が過ぎようとしておりますが、新たなステージとなる4期目の4年間は、これまでの3期12年間の取組や成果をさらに推し進めるとともに、引き続き町民の皆様との協働により、誠心誠意、町政運営に取り組んでまいります。

町政運営の基本姿勢。

令和5年度の町政運営の基本姿勢については、本年度、「山北町第5次総合計画後期基本計画」が最終年度となることから、町の将来像である「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」の実現を目指し、目標の達成に向けた事業を重点施策として、他の主要な施策に優先して取り組んでまいります。

初めに、総合計画策定事業につきましては、令和6年度からの10年間を基本構想期間とする「第6次総合計画」を令和4年度から継続して策定してまいります。

なお、策定に当たっては、パンデミックや社会経済情勢の変動等に対応するとともに、持続可能な開発目標「SDGs」の視点を取り入れた実効性の高い計画づくりに努めてまいります。

土地利用調査事業につきましては、令和7年度からの10年間を計画期間とする「第4次土地利用計画」を、現在策定中である「第6次総合計画」との整合を図りながら、令和5年度と令和6年度の2か年で策定してまいります。

地域公共交通計画策定事業につきましては、本町にとって望ましい持続可能な移動手段の確保に向けた取組を推進するため、令和4年度から引き続き地域公共交通会議において「地域公共交通計画」を策定してまいります。

結婚新生活支援事業につきましては、婚姻から1年以内で、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯を対象に、新居の購入費、家賃、リフォーム費用や引っ越しにかかる費用等について、支援いたします。

小児医療費助成事業につきましては、引き続き所得制限を設けずに子どもの医療費を無償化するとともに、本年度より助成対象年齢を従来の中学校終了から18歳まで拡大し、子育て世代への支援をより一層充実してまいります。

地域温暖化防止対策推進事業につきましては、環境に配慮した電気自動車（EV）の普及促進のため、公用車の電気自動車導入や、庁舎駐車場へのEV急速充電器の設置を推進いたします。

再生可能エネルギー導入推進事業につきましては、脱炭素社会を見据え、再生可能エネルギーの導入目標や目標実現のための具体的な施策等を策定してまいります。

農道、用水維持管理事業につきましては、新たに東名高速道路の跨線橋である比奈久保1号橋の補強を行い、道路施設の長寿命化を図ってまいります。

また、継続して県が進める農とみどりの整備事業を活用し、川西平山地区において用水路の改良工事を実施いたします。

林業促進事業につきましては森林環境譲与税を活用し、新たに川村小学校の学習机の天板を町内産の間伐材を利用したものに更新していくほか、拡大するナラ枯れ被害対策への助成、幼稚園や保育園、認定こども園で行うシイタケ菌打ちの体験等を実施いたします。

また、小学校の児童を対象とした森林体験学習や被災した林道の復旧工事、ナラ枯れ被害木の伐採等を継続して行うとともに、間伐材の搬出や、森林ボランティア団体への助成を行ってまいります。

町道維持補修事業につきましては、新たに町道宿原耕地線の舗装補修工事

及び町道鍛冶屋敷高杉線の落石防護柵設置工事を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき、松ヶ山燧道の定期点検業務を実施いたします。

また、継続事業として、町道尺里高松線の舗装補修工事を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき、32の橋梁及び谷峨跨線橋の定期点検業務を実施いたします。

都市公園等維持管理事業につきましては、丸山公園に新たに遊具を設置し、公園施設のさらなる充実を図ってまいります。

自主防災対策事業につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴い、既設アナログ戸別受信機の交換に関して全額助成を行うとともに、新規デジタル戸別受信機の設置を推進するため、希望者に対し3分の2の助成を行ってまいります。

災害支援事業につきましては、災害時相互応援協定に基づき、締結市町村が被災した場合、速やかな災害支援を実施いたします。

給食事業につきましては、小・中学校の児童生徒に安全・安心な給食を安定的に提供するため、給食調理業務の委託を継続いたします。

また学校給食費の徴収管理業務に関わる教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するため、公会計化を実施するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部補助を行ってまいります。

山北のお峰入り公開事業につきましては、国指定重要無形民俗文化財の「山北のお峰入り」を含む「風流踊」が令和4年11月30日に、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受け、本年10月8日に記念公演を開催し、その価値や魅力を国内外へ発信するとともに、次代を担う未来の世代の継承に努めてまいります。

体育施設整備事業につきましては、令和4年度に実施した旧山北体育館代替体育施設の基本設計を基に実施設計を行うとともに、建設工事に必要となる県産材を調達するなど事業を推進いたします。

主な施策。

続きまして、これまで御説明した以外の、令和5年度の主要な施策について、「山北町第5次総合計画後期基本計画」に定める「五つの分野別構想」に沿って述べさせていただきます。

初めに、1点目として「自立したまちづくりの分野」であります。

まず、「協働のまちづくりの推進」についてですが、コミュニティー活動支援事業といたしまして、自治会の活動や運営に対する支援を継続するとともに、アフターコロナに向けた各地域に寄り添った自治会活性化応援支援を実施いたします。

広報・広聴事業につきましては、正確で分かりやすい広報活動を推進するとともに、広報媒体の有効活用に努めてまいります。

また、広報・広聴手段の簡易・集約化やデジタル化の推進を検討いたします。

次に「交流と広域によるまちづくりの推進」についてですが、自治体間交流事業といたしまして、東京都品川区や新潟県村上市との交流事業や、水源環境交流事業、静岡県御殿場市と関係人口の創出・拡大に向けた取組等について、より一層推進いたします。

広域行政推進事業につきましては、広域的な課題に対応するため、神奈川県西部広域行政協議会やあしがら広域連携協議会等において、近隣市町との連携を図るとともに、様々な取組を進め、広域行政の推進を図ってまいります。

次に、「地方分権に対応した健全な行財政運営の推進」についてですが、戸籍住民基本台帳等管理事業といたしまして、コンビニエンスストアに設置された多機能端末から、マイナンバーカードを利用して、住民票や印鑑登録証明書の交付を行う証明書コンビニ交付サービスについて、利用者の増加を図るとともに、町民の利便性向上に努めてまいります。

また、戸籍法の一部改正に伴い、令和6年3月以降に予定されている戸籍情報連携システムの運用や、令和6年度中の実現を目指す、戸籍氏名への「振り仮名（仮称）」記載について準備を進めてまいります。

番号制度運営事業につきましては、行政手続の利便性向上や、行政サービスの効率化、税や社会保障の公平・公正の実現のため、マイナンバーカードの取得啓発を積極的に行い、確実な運用を推進いたします。

町税賦課徴収事業につきましては、本年度から町税の納付書に「地方税統一QRコード」を印刷し、金融機関窓口のほか、地方税ポータルシステム「e

LTAX」やスマートフォン決済アプリ等で納税できるようにすることで、納税者の利便性の向上を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金推進事業につきましては、令和3年度にポータルサイト2か所を増やすなど、寄附金を増やす取組を進めておりますが、今後も納税先として本町を選んでいただけるよう、引き続き魅力的な返礼品の開発に取り組んでまいります。

最後に、「魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進」についてですが、人口減少に歯止めをかけるため、「第三次定住総合対策事業大綱」に基づき、各種定住施策を横断的に進行管理するとともに、定住対策事業の推進を図ってまいります。

やまきた定住相談センター事業につきましては、地域や、やまきた定住協力隊、県宅建協会との協力・連携を図り、新たな空き家の掘りおこしや空き家バンクの運営、空き家見学ツアーや空き家相談会等を実施するとともに、移住セミナーの開催や映像による情報発信を行うことで、移住者のみならず関係人口の創出を図ってまいります。

移住者交流会につきましては、本町の移住者とやまきた定住協力隊、町職員等が一堂に会して意見交換を行い、移住者同士が交流を深めることによって地域とのさらなるつながりを実現してまいります。

住まいづくり応援事業につきましては、本町への定住促進を図るため、転入や転居により戸建て住宅を取得する方への新築祝い金や二世帯同居・近居奨励金の交付、空き家を活用する際の修繕に必要な費用を助成する空き家活用助成金、空き地を活用して賃貸住宅を新築したオーナーに対して助成する空き地活用助成金、住宅を取得する際に住宅資金の融資を受けた場合の支払利息の一部補助について継続して実施いたします。

お試し住宅活用事業につきましては、移住・定住を希望される方が一定期間本町に滞在し、風土や日常の暮らしを体感するとともに、地元住民との交流やリモートワークを体験することで、移住に対する不安を払拭し、本町への新しい人の流れを生み出すことで、さらなる移住・定住促進につなげてまいります。

次に、2点目として「学びと歴史文化を生かしたまちづくり」の分野であ



ります。

まずは、「次代を担う子どもの教育・青少年の育成」についてですが、教育委員会運営事業といたしまして、次代を担う子どもの教育、青少年の健全育成のため、教育委員会の円滑な運営を推進いたします。

また、町長と教育委員会で構成する総合教育会議では、「第2次教育大綱」に基づき、町と教育委員会が相互に連携を図るとともに、地域の実情に応じた教育行政を推進いたします。

認定こども園運営事業につきましては、給食の安定的な提供のため、幼保施設で提供する給食の調理業務を継続して民間事業者へ委託するとともに、主食も給食として提供する完全給食を実施し、利用者の負担軽減を図ってまいります。

学校施設維持管理運営事業につきましては、川村小学校校舎の老朽化により改良工事を実施するため、検討会を開催するとともに基本設計を実施いたします。

教育振興事業につきましては、国主導のもと、本年度から段階的に「休日の部活動の地域連携・地域移行」の推進が図られることになり、本町においては、スポーツ団体、PTA、学校等で構成する検討委員会を設置し、部活動の地域移行について検討してまいります。

また、中学校の英語に対する学習意欲を高め、英語力の向上を図ることを目的として、英語検定を受検する生徒の保護者へ検定料に対する助成金交付を継続し、本年度より対象者を小学生まで拡大いたします。

そして、ICT教育を推進するため、教職員に対し、授業への活用方法や機器等の操作支援を行ってまいります。

介助員、学習支援員、教育専任指導員につきましては、支援の必要な児童・生徒が在籍する学校や園に、介助員や学習支援員を配置するとともに、教職員の資質向上を図るため、教育専門指導員を配置することで、教育活動の推進に寄与してまいります。

スクールバス運行事業につきましては、幼稚園や小・中学校の統合に伴い、運行を開始したスクールバスの安全な運行管理を継続して実施いたします。

コミュニティ・スクール運営事業につきましては、学校運営協議会を設置

し、園児・児童・生徒、保護者及び地域住民の園、学校運営への参画促進や連携強化を図ることにより、相互の信頼関係を深め、一体となって園、学校運営の改善や園児・児童・生徒の健全育成に取り組んでまいります。

児童生徒応援事業につきましては、引き続き、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者への経済的負担を軽減するため、就学奨励金を交付いたします。

山北高等学校地域協働学習推進事業につきましては、山北高等学校が取り組む「地域協働学習」の研究成果を地域住民に報告・共有することを通じて、山北高等学校と地域との協働を推進いたします。

また、地域課題の解決に向けた探求活動等に対する経費に対して助成金を交付するなど、山北高等学校を支援してまいります。

教育特区推進事業につきましては、教育特区により認可した鹿島山北高等学校の運営等の指導・助言を行うため、私学審議会の円滑な運営を推進いたします。

奨学補助金事業につきましては、経済的理由により修学困難な方に対して学資を貸与し、修学を奨励するとともに、若者の定住促進を目的として、大学等を卒業後、一定期間本町に居住する方に対し、育英奨学金の返還免除制度を導入いたします。

次に、「生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進」についてですが、社会教育・社会体育推進事業といたしまして、生涯学習推進プラン・生涯スポーツ推進プランに基づき、学びと歴史文化を生かしたまちづくりを推進してまいります。

生涯学習センター活動推進事業につきましては、利用者のニーズを反映した魅力ある教室を企画し、定期利用する登録サークルの増加につなげることで、生涯学習活動の充実を図ってまいります。

生涯学習センター維持管理事業につきましては、竣工から30年が経過し、経年劣化が進んでいることから今後も長く安全に利用するためには計画的な大規模修繕が必要となり、本年度から多目的ホール舞台装置の計画的な修繕を行い、安全性と利便性を維持してまいります。

図書室運営事業につきましては、電子図書館の利用方法の説明や、図書室

内での電子書籍の閲覧を可能とするため、新たに図書室内に専用タブレットを配置し、電子書籍の利用を促進してまいります。

総合スポーツイベント開催事業につきましては、やまきた健康スポーツ大会の代替事業として、令和4年度に初めて開催した分散型イベント「やまきたスポーツの秋祭り」を継続するとともに、実施内容の充実を図ってまいります。

最後に、「人権尊重のまちづくりの推進」についてですが、人権啓発教育事業といたしまして、人権講演会の開催や、年3回の人権啓発チラシの発行など、引き続き人権啓発活動を推進してまいります。

次に3点目として、「健康と福祉のまちづくり」の分野であります。

まず、「健康づくりの推進」についてですが、健康福祉センター管理事業といたしまして、燃料費の高騰や電気料金の値上げに伴い、さくら湯の利用料を改定するとともに、アフターコロナを見据えた利用者数の増加を図るため、広報紙等を通じ積極的な情報発信を行い、引き続き施設運営の効率化に努めてまいります。

健康診断、相談等事業につきましては、受診者の負担軽減や利便性を考慮し、特定健診とがん検診の同日実施や土日の実施を継続することで、受診率の向上を図り、町民の健康寿命の延伸を目指します。

また、がん検診の受診通知につきましては、胃がん・子宮頸がん・肺がん・乳がん・大腸がんの5大がん検診について、男性は40歳から69歳、女性は20歳から69歳の全員に通知することで受診率の向上を図り、がんの早期発見を目指します。

さらに生活習慣病や疾病の早期発見と早期治療を図るため、保健師・管理栄養士による保健指導や、低年齢層の未受診者を中心に受診勧奨等を行うとともに、国民健康保険加入者への人間ドック助成資格を加入6か月以上とすることで受診率の向上を図ってまいります。

予防接種事業につきましては、町民の感染症予防を目的として、定められた対象者に対して各種ワクチンの接種費用を助成いたします。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、平成9年度から平成17年度生まれた女性の方で定期接種の対象年齢の間に接種を逃した方がいられるため、

改めてワクチン接種する機会を提供してまいります。

産後ケア事業につきましては、心身ともに不安定になりやすい出産後1年を経過しない母親と乳児に対して、心身のケアや育児のサポートなど「産後ケア」を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を充実いたします。

母子保健事業につきましては、国において創設された「出産・子育て応援交付金」に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠中から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と妊娠・出生に対し、計10万円を給付する経済的支援を一体的に実施いたします。

また、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成いたします。

妊産婦健康診断補助事業につきましては、安心・安全に出産を迎えるため、妊婦の方に対して、14回分の妊婦健康診断診査費用の補助金・補助券を配付するとともに、産婦の方に対して上限5,000円で1回分の産婦健康診断費用の補助を継続して行ってまいります。

次に、「地域医療体制の充実」についてですが、山北診療所管理運営事業といたしまして、管理運営を指定管理者制度により委託し、さらなる地域医療の充実を図ってまいります。

また、特に山間部の地域医療を維持するため、指定管理者への運営支援を実施いたします。

国民健康保険事業につきましては、ポリファーマシーを防ぐため、重複受診や多剤投与者を抽出して状況把握等を行い、訪問指導へつなげてまいります。

また、特定健診の結果から、受診奨励者を抽出し、健康状態の確認や食事調査、医師等の指導により生活習慣の改善を行うことで生活習慣病の重症化を予防し、健康維持を図ってまいります。

さらに財政の健全化を図るため、国民健康保険加入時における啓発チラシの配布や、広報誌及びホームページ等を活用した周知により、口座振替の加入率向上を図るとともにQRコード決済を活用するなど、納税者の利便性向上を図ってまいります。

後期高齢者医療につきましては、適正な事業遂行のため、後期高齢者医療保険料の賦課徴収を行うとともに、生活習慣病等を予防するため、新規の後期高齢者医療制度加入者に対して健康診査受診の勧奨を行ってまいります。

次に、「地域医療の推進」についてですが、福祉計画等策定事業といたしまして令和6年度からの5年間を計画期間とし、高齢者・障がい者・児童等の各分野における共通的な事項を定めた福祉分野の上位計画である「第4期地域福祉計画」を策定してまいります。

また、「第2次こころの健康対策事業計画」として、「再犯防止推進計画」を統合して策定するとともに、町社会福祉協議会が策定する「第6次地域福祉活動計画」と相互に連携を図るため、計画を一体的に策定することにより地域福祉の推進に努めてまいります。

避難行動要支援者支援事業につきましては、高齢者や障がいのある方で、災害時に自力での避難が難しい方の安否確認や、安心して避難できる仕組みづくりのため作成された「避難行動要支援者支援制度」の個別計画の活用と未登録者への啓発に努め、高齢者や障がいのある方が安心して生活できる地域づくりを推進してまいります。

パートナーシップ宣誓制度事業につきましては、住民一人一人の人権を尊重するとともに、多様化を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、「山北町パートナーシップ宣誓制度」に基づき、性的マイノリティのカップル等に対し、宣誓書受領書の交付を行ってまいります。

また、足柄上地区1市5町で締結した「相互利用に関する協定」に基づき、制度利用者にかかる精神的・経済的な負担軽減を図ってまいります。

生活困窮世帯支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰の影響により、日々の食料品等の購入に困っている世帯に対し、引き続き、食料品や生理用品等を支給し、支援してまいります。

次に、「児童福祉の推進」についてですが、子育て支援事業といたしまして、子育て世代包括支援センター「すこやか」において、母子保健や妊娠・出産・子育て育児に関する様々な悩みに対し、保健師等が総合的に相談支援を実施いたします。

また、子育てを援助してほしい保護者と子育てを援助したい地域住民との相互援助活動を支援するファミリーサポートセンターを継続して運営し、地域においても子育てしやすい環境を整備してまいります。

さらに、病氣中で集団保育が困難であり、仕事等の事情で保護者が家庭で育児できない場合に一時的に保育する病児保育事業を足柄上郡5町の広域圏連携により継続して実施いたします。

そして、出産時の経済的支援として、引き続き出産祝い金を支給いたします。また、「キッズカーニバル」につきましては、乳幼児から就学前までの子どもや保護者の方を対象として、「山北町産業まつり」の開催に合わせ、3年ぶりに開催いたします。

紙おむつ支給事業につきましては、出産から2歳に達するまでの乳幼児を養育する世帯に対し、引き続き紙おむつ購入券を支給します。

放課後児童クラブ運営事業につきましては、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、川村小学校の余裕教室を活用して放課後児童クラブを開設し、児童の放課後の居場所づくりと健全育成を図ってまいります。

また、「0歳から15歳までの一貫教育・保育」基本方針に基づき、放課後子ども教室との連携強化を図ってまいります。

ひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、ひとり親家庭等の生活と自立を支援するため、引き続き養育者と子どもにかかる医療費を無償といたします。

要保護児童への支援体制の強化につきましては、児童相談所等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースの情報共有と早期対応を図ってまいります。

また、関係機関と連携し、支援が必要な子どもの早期発見に努め、児童虐待の防止に取り組んでまいります。

県西圏域医療ケア児コーディネーター広域負担金につきましては、県が本年度より県内5圏域に設置する「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」のコーディネーター配置に係る経費について、県西地域2市8町共同で負担し、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童やその家族を総合的に支援いたします。

次に「高齢者福祉の推進」についてですが、高齢者等の生活支援事業といたしまして、高齢化が進む中、独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、地域で安全に安心して暮らせる生活を支援するため、緊急通報サービスや外出支援サービスを継続して実施し、地域における高齢者の福祉サービスの拡充に努めてまいります。

なお、緊急通報サービスは、利便性の向上及び利用者拡大を図るため、本年度中の機器の更新に合わせてシステムを変更いたします。

高齢者等緊急一時保護事業につきましては、本町と協定を締結した町内介護保険施設において、緊急時に自立した生活が送れなくなった高齢者を一時的に保護するなど、継続して地域における高齢者の福祉サービスの確保に努めてまいります。

「山北町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、団塊の世代が75歳に到達する2025年問題と、その先の2040年問題を見据え、「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という高齢者のニーズを満たせるよう、介護サービス、介護予防、認知症対策、在宅医療介護連携等の充実により、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・拡充を図ってまいります。

また、令和5年度は3か年計画の最終年度に当たり、介護保険料収納と介護給付及び地域支援事業の進捗管理に取り組んでまいります。

介護保険事業計画策定事業につきましては、令和6年度から3か年を計画期間とする「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

また、人口推計及び介護サービス料、地域支援事業料の見込みに基づき、適正な介護保険料を設定してまいります。

地域包括支援センター運営事業につきましては、継続して町社会福祉協議会に委託し、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者の生活を支援いたします。

なお、高齢者問題は、認知症への対応、多様化、重層化していくことから、地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ってまいります。

通所型介護予防事業につきましては、継続して介護予防教室を実施することで認知症の進行や体調の変化にいち早く気づき、地域包括支援センターへ

の円滑な引継ぎや、適切な介護につながるよう、介護予防事業の充実を図ってまいります。

また、認知症施策といたしまして、引き続き認知症カフェの拡充や認知症サポーターの養成を図ってまいります。

介護予防普及啓発事業につきましては、継続してフレイルサポーター養成研修を実施し、フレイルサポーターが「フレイルチェック」のツールを活用することで、住民主体で健康増進やフレイル予防の活動を行ってまいります。

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、引き続き足柄上地区の1市5町で足柄上医師会に共同委託し、足柄上病院内に「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療と介護サービスの連携を推進してまいります。

最後に「障がい者福祉の推進」についてですが、障害福祉計画等策定事業といたしまして、令和6年度から6年間を計画期間とする「第4次障害者計画」と、令和6年度から3か年を計画期間とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定してまいります。

障害者自立支援給付事業につきましては、障害者総合支援法に基づくサービスの提供により、障がいのある方の生活支援を行うとともに補装具費や自立支援医療費の給付による経済的負担の軽減や、就労支援及び相談体制を強化し、地域における自立生活及び社会参加を支援いたします。

重度障害者医療費助成事業につきましては、重度の障がいのある方の健康保持及び増進を図るため、引き続き重度障害者医療費の自己負担分を助成いたします。

あしがら成年後見センター運営委託事業につきましては、引き続き、足柄上地区1市5町で共同設置した「あしがら成年後見センター」において、認知症、独居高齢者の増加や障がいのある子どもの親の高齢化に伴い、需要が高まりつつある成年後見制度に関わる様々な相談やアドバイス、後見人支援等を行ってまいります。

次に4点目として、「安全で安心な住みよいまちづくり」の分野であります。

まず、「災害に強い安全・安心のまちづくりの推進」についてですが、地域防災計画事業といたしまして、新たに浸水想定地域となった地域のハザー



ドマップを改定するとともに、対象の地域住民に配布し周知してまいります。

また、第6次総合計画の策定に合わせ、国土強靱化計画の見直しを図ってまいります。

防災設備等維持管理事業につきましては、防災行政無線機器の維持管理を継続するとともに、防災行政無線のデジタル化に伴い不要となった子局の撤去等を実施いたします。

防災訓練事業につきましては、本年度は向原連合自治会と連携し、山北中学校をメイン会場として、総合防災訓練を実施し、地域における自主防災力の向上や、自主防災組織の確立を推進してまいります。

消防団活動事業につきましては、非常備消防を活性化させるため、消防団の資質向上に努め、円滑な運営を維持していくとともに、将来に向けた消防団の在り方について検討してまいります。

次に、「森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進」についてですが、河川維持管理事業といたしまして、谷戸沢の整備工事を実施いたします。

ごみ処理広域化につきましては、足柄上地区1市5町の連携による(仮称)足柄上地区ごみ処理広域化協議会において、新可燃ごみ処理施設の広域化に関わる具体的な課題の検討を行ってまいります。

美化推進事業につきましては、環境美化を推進するため、継続してクリーンキャンペーンを行うとともに、警察等と連携を図りながらパトロールを実施いたします。

放置空き家対策事業につきましては、放置空き家に対して法律や不動産等の具体的な知見に基づく効果的な指導を行うため、専門家で構成する空き家対策協議会を開催し、管理不全空き家の発生を抑制してまいります。

野生動物等保護管理事業につきましては、生育域が拡大しているヤマビルに対して、引き続き自治会に駆除剤を配付するとともに、大井町や松田町と共同設置した「あしがら地域ヤマビル対策推進協議会」において、予防対策等を実施いたします。

次に、「快適な居住空間の整備」についてですが、町営住宅の環境整備事業といたしまして、町営住宅再編計画に基づき、町営住宅の長寿命化を図る

ため、新根下住宅の外壁改修工事を行うとともに、老朽化した神本村住宅1棟の解体工事を実施いたします。

水道事業につきましては、令和4年度に策定した「共和・清水東部簡易水道事業基本計画」をもとに、清水東部簡易水道において、減圧ポンプ・増圧ポンプ設備詳細設計業務委託及び配水管布設替工事を実施いたします。

また、経年劣化のため、機器等の交換が必要な怒杭テレメーターの更新工事を実施いたします。

下水道事業につきましては、経年劣化のため、機器類の交換が必要な萩原マンホールポンプの更新工事を実施いたします。また老朽化したマンホール蓋を山北中学校技術部の皆様にデザインしていただいた新しい蓋へ更新いたします。

次に、「土地の有効活用」についてですが、東山北駅周辺魅力づくり推進事業といたしまして、「東山北1000まちづくり基本計画」の実現に向け、水上地区全体の土地利用について、引き続き水上地区土地利用研究会との意見交換を行うとともに、サウンディング調査を実施して向原保育園の移転や道路整備を含めた土地利用計画を策定してまいります。

また、町道茱萸ノ木松原先線新設工事の進捗状況に合わせ、尾崎地区土地利用研究会と連携を図り、引き続き尾崎地区の土地利用について意見交換を行ってまいります。

(仮称)山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想関連事業につきましては、令和9年度中に供用開始が延期となった(仮称)山北スマートインターチェンジの設置を見据え、(仮称)山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想における土地利用展開イメージの実現に向けて、県・中日本高速道路・町で構成するプロジェクト会議において検討を進めるとともに、関係機関に対して要望活動を行ってまいります。

最後に「利便性の高い交通基盤の整備」についてですが、福祉タクシー運行事業といたしまして、三保・清水・共和・高松・平山瀬戸地区の70歳以上の高齢者を対象に、タクシーや路線バスの利用ができる助成券を交付することで、利用者の負担を軽減するとともに、高齢者が元気に生活していただけるよう外出を支援いたします。

また、平山瀬戸地区を除く山北地区、岸地区、高松地区を除く向原地区の70歳以上の方につきまして、町内循環バスの回数券を交付いたします。

新東名対策事業につきましては、中日本高速道路が実施する新東名高速道路建設事業を支援、促進いたします。

また、（仮称）山北スマートインターチェンジの整備につきましては、中日本高速道路との間で締結した工事細目協定に基づき、中日本高速道路と年度契約を締結して整備を推進いたします。

現東名対策事業につきましては、中日本高速道路が実施する現東名高速道路のリニューアル工事や維持管理業務、さらに交差構造物等の環境保全に対し、本町の要望を伝え密接に連携調整を図ってまいります。

道路新設改良事業につきましては、新たに町道堀込上野下線の整備工事及び町道梶山線の改良工事を行うとともに、町道原耕地14号線の用地図面作成業務及び町道畑湯の沢線の地質調査業務を実施いたします。

また、継続事業として、町道尺里橋中里線の改良工事を行うとともに町道茱萸ノ木松原先線及び町道堀込上野下線の用地図面作成業務を実施いたします。

最後に5点目として、「地域の魅力を高める活力あるまちづくり」の分野であります。

まず、「活力と魅力ある農林業の振興」についてですが、地域計画の策定といたしまして、地域の意見を取り入れ、地域農業の将来の在り方を明確化し、農地の集約化等を進める地域計画を新たに策定してまいります。

鳥獣害対策事業につきましては、市町村事業推進交付金を活用し、鳥獣被害防止対策のさらなる充実を図るため、継続して平山地区を重点に獣害防止柵を設置いたします。

また、松田町に設置された食肉処理加工施設が本格稼働するため、町猟友会員の積極的な利用を促すとともに、導入経費や運営経費、施設利用料の一部を継続して助成することで、獣害防止対策を加速化させてまいります。

農地防災事業につきましては、谷ヶ地区農地災害の農地崩落防止工事を継続して実施いたします。

次に、「自然環境等地域の資源を生かした魅力ある観光の振興」について

ですが、観光振興事業といたしまして、本町の代表的な観光資源の一つである洒水の滝の大型駐車場に設置されている看板が経年劣化をしているため、看板のリニューアルや骨組みの塗装を行うことでイメージアップを図り、さらなる観光振興を図ってまいります。

観光施設維持管理事業につきましては、玄倉スポーツ広場の維持管理について、座談会における要望を踏まえ、新たに草刈り等の景観整備を行い、来訪者の利便性向上を図ってまいります。

最後に「地域の活力をつくる商業の振興」についてですが、商工振興事業といたしまして、将来産業の振興と持続的な成長を図ることを目的とした中小企業小規模事業者等持続化補助金について、本年度は通常型の補助率や上限額、補助件数の見直しを行い、確保した財源を活用して、「ふるさと納税返礼品開発型」を新設し、継続して中小企業の支援を実施するとともに、地域を支えるふるさと納税の拡大を図ってまいります。

以上が、令和5年度における私の町政運営の基本姿勢と主要な施策の概要であります。

終わりに。

さて、去年は本町にとって誇らしく記念すべき年となりました。

昨年11月30日に、共和地区に古くから伝わる民俗芸能「山北のお峰入り」を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されることが決定しました。このような形で本町の民俗芸能が世界に認められたことは大変名誉なことであり、保存・継承に関わるお峰入りの保存会をはじめとした関係者の皆様の御尽力に敬意を表するとともに、心より感謝申し上げる次第であります。

今回の登録決定を記念し、本年の10月8日には記念公演を開催いたしますので、先人たちから脈々と受け継がれてきた「山北のお峰入り」の魅力を世界へ発信し、記憶に残る公演となるよう、万全の準備を進めてまいります。

一方、本町には、ほかにも国指定の天然記念物の「箒杉」や、県指定の無形民俗文化財「世附の百万遍念仏」や「室神社の流鏑馬」など貴重な文化財が多く現存しております。これらの文化財を次代を担う未来の世代へ伝えていくことは極めて重要なことと考えております。

本町が今後どのように保存・継承に取り組んでいくべきか、関係者や地域

の皆様、町民の皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。

また現在、第6次総合計画の策定に向け、基礎調査の分析や、町民の皆様へアンケート調査をお願いするなど、様々な取組を進めているところですが、これまでの総合計画の策定とは異なり、パンデミックや社会経済状況の変動と予測だにしない事象が発生し、世の中が急激に変化したときには、計画でお示しする事業内容や行程のとおりに進めることができない事態も予測されるため、状況を的確に判断し、柔軟かつ機動的に対応していくことが求められることからそのような視点も取り入れながら策定を進めてまいります。

本年も目まぐるしく変化する社会情勢により、行政が取り組むべき課題は山積しておりますが、ウィズコロナに向けたまちづくりを町民の皆様とともに進めていきたいと考えております。

最後になりますが、令和5年度も町民の皆様の一層の御理解と御支援、並びに議員の皆様御指導、御協力をお願い申し上げまして、令和5年度の施政方針説明とさせていただきます。

続きまして、令和5年度の当初予算案について、御説明申し上げます。

令和5年度の本町の財政運営は、基幹財源である町税は緩やかに回復しつつあるものの、経常的経費の増などにより、引き続き厳しい状況であります。これまでに積み立てた基金などを有効的に活用し、ウィズコロナの下、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、最終年度である第5次総合計画後期基本計画の実現に向けて、重点的に財源を配分するとともに、次期計画へのつながりを意識しました。

その結果、予算総額は一般会計、9の特別会計並びに水道事業会計の合計で89億6,303万円となり、前年度と比較しますと1億8,698万7,000円、2%の減の編成といたしました。

最初に、一般会計について御説明申し上げます。

一般会計の予算額は52億4,600万円で、前年度と比較しますと1億4,100万円の減となりました。

歳入について、款別に主な内容を御説明申し上げます。

町税については、法人の決算見込み等により前年度対比3,044万9,000円増の16億5,284万9,000円を計上いたしました。なお、歳入予算総額に占める割

合は31.5%となっております。

次に、地方譲与税は、おおむね前年度と同額の5,125万6,000円を計上いたしました。利子割交付金は60万円、配当割交付金は900万、株式譲渡所得割交付金は1,040万円、法人事業税交付金は2,310万円、地方消費税交付金は2億2,000万円、ゴルフ場利用税交付金は1,450万円、環境性能割交付金は650万円、地方特例交付金は450万円、それぞれ前年度の交付実績等により計上いたしました。

地方交付税は、国税の増収見込み等により、前年度対比5,000万円増の12億円を計上いたしました。

公共交通対策特別交付金は、前年度の交付実績等により、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

分担金及び負担金は、保育料の減などにより前年度対比853万円減の2,720万1,000円を計上いたしました。

使用料及び手数料は、町営駐車場使用料、健康福祉センター等の各施設使用料、町営住宅使用料等で、みずかみテラスの使用量増などにより前年度対比1,007万4,000円増の1億4,897万8,000円を計上いたしました。

国庫支出金は、みずかみテラスの完成などにより前年度対比2億8,429万3,000円減の3億518万3,000円を計上いたしました。

県支出金は、対象事業費の減などにより、前年度対比1,367万8,000円減の3億904万7,000円を計上いたしました。

財産収入は、財産貸付収入の減などにより、前年度対比23万7,000円減の2億2,120万1,000円を計上いたしました。

寄附金につきましてはこれまでの見込みより、前年度と同額の6億円を計上いたしました。

繰入金は、基金購入金の増などにより前年度対比4,618万円増の2億1,778万2,000円を計上いたしました。

繰越金は、収支見込みにより、前年度対比2,000万円増の1億1,000万円を計上いたしました。

諸収入は、給食費収入の増などにより、前年度対比2,491万5,000円増の1億2,830万3,000円を計上いたしました。

町債は、元利償還金の全額が今年度の地方交付金の基準財政需要額に算入される「臨時財政対策債」1億円等を見込み、合計では前年度対比2,510万円減の1億8,360万円を計上いたしました。

なお、起債発行額については、年度中の元金償還額以外の計上となりました。

主な歳入については以上のとおりであります。

続きまして、歳出について款別に主な内容を御説明申し上げます。

議会費は9,244万8,000円で、前年度対比612万7,000円の減額計上となりました。

総務費は9億3,223万1,000円で、前年度対比716万4,000円の増額計上となりました。

新規事業としては、新婚生活支援事業助成金。拡充事業としては、地域公共交通計画策定事業942万1,000円などであります。

民生費は、13億631万2,000円で、前年度対比1,482万9,000円の増額計上となりました。

拡充事業としては、小児医療費助成の対象年齢の拡大などあります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る特別会計繰出金等については4億6,700万9,000円を計上いたしました。

衛生費は4億8,091万7,000円で、前年度対比1,183万3,000円の減額計上となりました。

拡充事業としては、再生可能エネルギー導入推進事業965万5,000円などあります。

農林水産業費は1億7,739万6,000円で、前年度対比2,846万6,000円の増額計上となりました。

拡充事業としては、農道、用水維持管理事業4,100万3,000円などあります。

商工費は、4億8,208万9,000円で、前年度対比744万9,000円の増額計上となりました。

拡充事業としては、観光振興事業3,780万3,000円などあります。

土木費は5億455万円で前年度対比2億9,182万4,000円の減額計上となり

ました。

新規事業としては、丸山公園備品購入費などであります。

消防費は、2億4,938万3,000円で、前年度対比2,055万3,000円の増額計上となりました。

拡充事業としては、自主防災対策事業2,594万3,000円などあります。

教育費は、5億1,778万2,000円で、前年度対比1億360万1,000円の増額計上となりました。

新規事業としては、小中学校給食費の一部助成などあります。

災害復旧費は150万円で前年度同額を計上いたしました。

公債費は、町債の償還元金4億4,609万1,000円、償還利子1,220万7,000円の合計4億5,829万8,000円を計上しました。

諸支出金については、土地開発公社に係る利子補給金51万円を計上いたしました。

予備費といたしましては、4,258万4,000円を計上しました。

以上、主な歳出について申し上げますが、予算段階で財政状況指数を試算いたしますと、経常収支比率88.9%、実質公債費比率8.9%となり、将来負担比率は算定されませんでした。

債務負担行為は、令和5年度以降の限度額合計で12件、21億5,285万3,000円となりました。

債務保証については合計で3件、1億4,570万7,000円あります。

なお、新東名対策事業、都市計画調整事業、地域防災計画事業については、令和4年度からの繰越事業として予定をしております。

続きまして、特別会計の概要を御説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計について、御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、都道府県が財政運営の責任主体であり、市町村は窓口業務を担当しております。

予算総額は14億2,739万,5000円で、前年度とほぼ同額となりました。

歳入のうち国民健康保険税は2億8,220万2,000円で、前年度対比0.5%の減額計上となりました。

歳出のうち、保険給付金は10億44万7,000円で、前年度対比2.3%の減額計



上となりました。引き続き、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計について、御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、町と神奈川県後期高齢者医療広域連合とが連携して運営しております。

予算総額は2億49万1,000円で、前年度対比1.6%減額計上となりました。

歳入については、徴収保険料と一般会計からの繰入金などであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金が96.8%を占めております。

次に、下水道事業特別会計について、御説明申し上げます。

下水道事業は、「水環境の安全と快適で安心して生活できる環境づくり」を目指し、事業の推進に取り組んでおります。

予算総額は4億1,932万5,000円で、前年度対比5%の増額計上となりました。

歳入のうち下水道使用料は1億9,983万5,000円で、前年度対比11%の増額計上となりました。

歳出については、公営企業会計適正事務支援事業委託等に必要な経費を計上いたしました。

次に、町設置型浄化槽事業特別会計について御説明申し上げます。

町設置型浄化槽事業は、三保ダム集水域における高度処理型合併処理浄化槽の設置及び管理をしております。

予算総額は4,846万3,000円で、前年度対比6.3%の減額計上となりました。

歳入のうち浄化槽使用料は562万6,000円で、前年度対比0.7%の増額計上となりました。

歳出については、浄化槽設置事業2,993万9,000円、浄化槽維持管理事業1,131万7,000円を計上いたしました。

次に山北・共和・三保の各財産区特別会計について御説明申し上げます。

各財産区とも歳入は土地貸付収入等、歳出は基金積立金等で、山北財産区については、予算総額550万9,000円、共和財産区については予算総額4,245万1,000円、三保財産区については予算総額580万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、介護保険事業特別会計について御説明申し上げます。

介護保険事業は、介護サービスを効果的に提供し、自立した日常生活を送るための支援の充実等を図るものです。

予算総額は12億8,091万1,000円で、前年度対比0.6%の減額計上となりました。

歳入のうち保険料が2億9,108万円で、前年度対比2.6%の増額計上となりました。

歳出については保険給付金11億3,850万円。

地域支援事業費7,772万7,000円で全体の95%を占めています。

次に、商品券特別会計について御説明申し上げます。

商品券特別会計は、「商品券」を発行し、町内の商工費の振興、消費の拡大を目的として事業を推進しております。

予算総額は821万8,000円で、前年度対比11%の増額計上となりました。

歳入は商品券売払い収入等、歳出は商品券換金代等で計上しました。

最後になりますが、「水道事業会計」について御説明申し上げます。

水道事業会計の予算総額は2億7,846万7,000円で、前年度対比5.2%の減額計上となりました。

収入のうち給水収益は1億5,986万4,000円で、前年度対比0.7%の減額計上となりました。

支出については、清水東部簡易水道事業配水管布設替工事等必要な経費を計上し、常に安全で安心な水を供給してまいります。

令和5年度当初予算につきましては以上のとおり、町の将来像である「みんなで作る 魅力あふれる元気なまち やまきた」の実現を推進する予算編成といたしました。

なお、地方自治法第149条第1項の規定により、議案第12号から第22号で各会計の予算を提案しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 施政方針等の演説が終わりましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分、10時40分といたします。 (午前10時20分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時40分)

それでは、日程第1、議案第12号 令和5年度山北町一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長

議案第12号 令和5年度山北町一般会計予算。

令和5年度山北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億4,600万円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分、当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、議案第12号 令和5年度山北町一般会計予算について、御説明申し上げます。

初めに、2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款町税から23款町債まで、歳入合計52億4,600万円でございます。

続きまして4ページ、5ページをお願いします。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、合計で歳入と同額の52億4,600万円でございます。

次に6ページ、7ページをお願いします。

第2表債務負担行為でございます。

債務負担行為の上から4番目の公共事業関連用地購入費からふるさと直販加工施設用地購入費については、土地開発公社による代行取得のものでございます。これらについては、7ページの債務保証となっているものでございます。

6ページの1番上の町営住宅購入費、これは田屋敷・新根下の建物の購入費ですが、これと上から3番目にあります下本村中堅所得者住宅購入費、それから下から6番目の山北駅北側定住促進住宅等整備事業費、そして下から2番目の水上地区町営住宅整備事業費につきましては、民間ベースのものでございます。

下から4番目の（仮称）山北スマートインターチェンジ新設事業工事等細目協定につきましては、令和4年度の3月補正予算で期間を令和9年度まで延長するもので変更をしたものでございます。

1番下の土地利用計画策定業務委託費は、令和5年度・6年度の2か年で土地利用計画を策定予定のため、新規に設定をするものでございます。

第2表の債務負担行為の合計は、令和4年度と比較しますと、3億6,200万2,000円の減となっております。これは償還の進捗によるものでございます。

そして、7ページの債務保証につきましては、合計で1億4,570万7,000円で、4年度と比較しますと1,985万円の減となっております。これも償還の進捗によるものでございます。

すみませんけども、参考で207ページを御覧いただきたいと思います。

207ページですね。こちらのほうは、さらに細かく記載をしているものでご

ございます。債務負担行為に関する調書でございますけども、1番右に一般財源の欄がございます。

一般財源の比較を申し上げますと、令和5年度は8億4,922万2,000円で、令和4年度と比べますと6,264万4,000円の減となっているものでございます。

また、債務保証については、これは全て一般財源でございます。

すみません、それでは引き続き、8ページにお戻りいただきたいと思えます。

8ページは、第3表地方債でございます。

最初に、農林水産業債は、限度額2,880万円で、比奈久保1号橋補修工事や農地防災工事などの起債でございます。

次に、土木債は、土木限度額は4,840万円で、町道改良工事や急傾斜地負担金などの起債でございます。

次に消防債ですが、限度額は640万円で、小田原消防山北分署改築工事負担金に伴い起債を予定しているものでございます。

次の臨時財政対策債は1億円で、地方財政計画などにより、前年度より4,800万円の減額を見込みました。合計では前年度より2,510万円減の1億8,360万円を借入れ予定をするものでございます。

度々すみませんが関連しまして、211、212ページをお開きいただきたいと思えます。

211ページのNo. 114、これが臨時財政対策債でございます。

そして、No. 115と116が農林水産業債。

No. 117から次の213ページの123が土木債。

次のNo. 124が消防債で、先ほど申し上げました令和5年度借入れ予定の内訳となっております。

今年度の起債発行予定の合計については1億8,360万円となりまして、年度中の元金償還額が4億4,609万1,000円を予定しておりますので、2億6,249万1,000円下回る計上となっております。

今年度につきましても、財政運営上、非常に苦しい状況ではございますが、将来に過度の負担とならないよう精査していく方針でございますので、御理解をいただければと思っております。

それでは、8ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

続きまして、予算に関する説明書でございます。

本日皆様の卓上に参考資料で「令和5年度山北町一般会計予算書説明資料」を配付してございます。

こちらには、歳入は全ての細節、歳出は全ての事業について概要を記載してございますので、説明については、目別の前年度比較の増減や新規・拡充事業を主に説明をさせていただきます。詳細については、参考資料のほうで御確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは13、14ページをお願いいたします。

初めに、2、歳入から御説明を申し上げます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、4 億7,316万円で、前年度と比較して292万3,000円の減額を見込みました。

生産年齢人口の減などにより減額を見込んでおります。

2 目法人につきましては、1 億4,395万7,000円と前年比596万5,000円の増を見込みました。法人については回復傾向にあるため、増額を見込んでおります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、8 億3,107万1,000円で、前年度に対して2,547万2,000円の増を見込みました。土地については前年度より629万3,000円の減、家屋については、1,707万9,000円の増、償却資産については1,468万6,000円の増の計上といたしました。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金については1 億1,495万1,000円で、三保ダム関係の交付金でございます。見込みにより、前年度に対して219万9,000円の増を見込みました。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税3,613万3,000円でございますが、買換えの増などにより、前年度と比べ59万3,000円の増を見込んでおります。

2 目環境性能割については、前年度実績などから429万7,000円を見込んでおります。

4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税4,714万3,000円につきましては、前年度実績の見込みなどにより前年に比べ22万1,000円の増を見込みました。

5 項入湯税、1 目入湯税213万7,000円につきましては、前年度実績などか

ら10万3,000円の減を見込んでおります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油税でございます。見込みで、前年度に対し30万円増の880万円を計上しております。

2 項自動車重量譲与税2,520万円ですが、前年度実績より見込んでおります。

15、16ページをお開きください。

3 項森林環境譲与税1,725万6,000円は、交付予定額を見込みました。

3 款利子割交付金60万円、4 款配当割交付金900万円、5 款株式譲渡所得割交付金1,040万円、6 款法人事業税交付金2,310万円、7 款地方消費税交付金2億2,000万円につきましては、それぞれ前年度実績より見込み、計上をしております。

8 款ゴルフ場利用税交付金1,450万円につきましては、交付実績により前年度より250万円の増を見込みました。

10 款環境性能割交付金については、前年度実績より650万円を見込みました。

17、18ページをお願いします。

11 款地方特例交付金につきましても、前年度の交付実績より450万円を計上しております。

12 款地方交付税、1 項地方交付税は12億円で、前年度に対し5,000万円の増を見込みました。普通交付税は、交付実績から前年度に対し5,000万円増の11億円を見込みました。特別交付税については前年度と同額の1億円を計上しております。

13 款交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績により前年度と同額の200万円を計上しております。

14 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金2,603万3,000円は、前年度に対して970万円の減でございます。減の主な要因としては、町外受託者の人数の減などによるものでございます。

3 目教育費負担金116万8,000円は、お峰入り公開事業において、地元負担金を見込んでございます。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料は183万4,000円でございます。ヒルズタウン丸山の駐車場使用料などの増でございます。

19、20ページをお開きください。

2目衛生使用料は、健康福祉センターの使用料で見込みなどにより3,300万円を見込んでおります。

3目農林水産業使用料は317万7,000円を見込んでおります。

5目土木使用料は8,751万8,000円で、前年度に対し720万2,000円の増で、主な要因はみずかみテラスの住宅使用料の増などによるものでございます。

6目教育使用料につきましては、パークゴルフ場利用料など787万円を見込んでおります。

2項手数料、1目総務手数料は、586万6,000円で、戸籍住民手数料などを見込んでございます。

2目衛生手数料は836万8,000円で、前年度に対し369万円の減で、主な要因は、し尿処理手数料の減などによるものでございます。

21、22ページをお開きください。

3目農林水産業手数料は105万2,000円で、入猟承認手数料などを見込んでおります。

4目都市計画手数料は、29万3,000円で、前年度に対し更新件数の増などにより13万2,000円の増を見込んでおります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は2億2,285万2,000円で、前年度に対し222万2,000円の減でございます。主な要因としましては児童手当の減などによるものでございます。

2目衛生費国庫負担金5万円は、前年度に対し1,864万6,000円の減額でございます。主な要因としては新型コロナウイルスワクチン接種事業の減でございます。

3目教育費国庫負担金は22万2,000円で、前年度に対し6万8,000円の増でございます。要因としましては、私立幼稚園等教育給付費負担金の単価の増などでございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は1,220万円で、前年度に対し21万5,000円の増額でございます。主な要因は、障害者自立支援地域生活支援事業に係る障害者福祉費補助金の増などによるものでございます。

23、24ページをお開きください。

2目衛生費国庫補助金は1,064万円で、前年度に対し1,590万2,000円の減で、



要因としましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減などによるものでございます。

3目土木費国庫補助金1,773万2,000円は、前年度に対し2億5,644万7,000円の減でございます。主な要因は、住宅関連事業の水上住宅整備事業施設整備費補助金やインターチェンジアkses道路補助金の減などによるものでございます。

4目教育費国庫補助金は626万6,000円で、前年度に対し336万円の増でございます。主な要因としましては、山北のお峰入り公開事業の増などによるものでございます。

5目循環型社会形成推進交付金130万8,000円は、一般地域の転換分の合併浄化槽助成金などを見込み、宅内配管工事費の補助などの増によるものでございます。

6目社会資本整備総合交付金2,553万7,000円は、橋梁点検など対象事業の事業費の減などにより、前年度に対し28万7,000円の減でございます。

7目総務費国庫補助金347万9,000円は、前年度に対し199万2,000円の増で、デジタル基盤改革支援補助金の増などによるものでございます。

9目地域少子化対策重点推進交付金300万円は、令和5年度から実施するもので、若年層の結婚生活の支援をするものでございます。補助率は2分の1でございます。

3項委託金、1目総務費委託金23万4,000円は、中長期在留者住居地届出等事務交付金や自衛官の募集事務費でございます。

2目民生費委託金164万3,000円は、前年比3万9,000円の増でございます。要因としましては、国民年金事務費委託金の拠出年金の増などによるものでございます。

17款県支出金で、25、26ページをお開きください。

1項県負担金、1目民生費県負担金1億4,456万円で、前年度に対し23万9,000円の増でございます。主な要因は、障害者施設給付費負担金の増などによるものでございます。

2目市町村移譲事務交付金257万8,000円につきましては、見込額の計上でございます。

3目衛生費県負担金2万5,000円は、未熟児養育医療費負担金で前年度同額を見込みました。

4目教育費県負担金は11万1,000円で、前年度に対し3万4,000円の増額でございます。対象者の増による子育てのための施設等利用給付費負担金の増などがございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、3,303万8,000円で、前年度に対し、717万4,000円の増額でございます。主な要因としては、水源環境保全・再生市町村補助金や地籍調査事業の事業費の増でございます。

2目民生費県補助金3,545万1,000円で、前年度に対し、326万円の増額でございます。主な要因は、小児医療費助成事業の対象年齢の拡大による増でございます。

3目衛生費県補助金335万8,000円で、出産・子育て応援交付金などの増により、前年度に対し74万円の増額でございます。

27、28ページをお開きください。

2目市町村移譲事務交付金257万8,000円につきましては、見込額の計上でございます。

3目衛生費県負担金2万5,000円は未熟児養育医療費県負担金で、前年度同額を見込んでおります。

4目教育費県負担金は11万1,000円で、前年度に対し3万4,000円の増額で、対象者の増による子育てのための施設等利用給付費負担金の増などがございます。

4目の農林水産業費県負担金が1,362万3,000円で、協力協約推進事業費の減などにより、前年度に対し896万6,000円の減額でございます。

6目消防費県補助金1,539万9,000円は、地震防災関連整備事業として、戸別受信機設置等の補助の増などにより、前年度に対し684万3,000円の増額でございます。

7目教育費県補助金538万1,000円は文化財補助金などの減により、前年度に対して、137万5,000円の減額でございます。

8目農業委員会助成交付金113万円は交付予定額を見込んでおります。

9目電源立地地域対策交付金1,115万5,000円は、水力発電所があるところ

に交付されるもので、交付予定額を見込みました。

11目神奈川県市町村事業推進交付金500万円は、県の一括補助金でございまして、鳥獣害対策事業や農とみどり整備事業等に対する補助で前年度同額を見込みました。

市町村自治基盤強化総合補助金と土木費の県補助金につきましては、令和5年度は対象事業がないため、廃目とさせていただきます。

3項委託金、1目総務費委託金2,403万8,000円は、参議院議員選挙費の減などにより、前年度に対し748万4,000円の減額でございます。

2目農林水産業費委託金10万6,000円につきましては、農業者年金の関係で交付予定額を見込んでおります。

3目商工費委託金1,386万2,000円は道の駅山北管理委託金の増などにより、前年度に対し1万8,000円の増額でございます。

4目民生費委託金23万2,000円は、見込額を計上させていただいております。

29、30ページをお願いします。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は283万3,000円で、それぞれ見込額を計上しております。

2目財産貸付収入1,836万8,000円で、各施設の貸付額を見込み、前年度に対し18万8,000円の減額でございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金6億円については、ふるさと応援寄附金で前年度同額を見込みました。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目公共施設整備基金繰入金につきましては、小田原市斎場の広域化負担金などに充当をするものでございます。

3目ふるさと創生基金繰入金は、河村城址の整備に充当をするものでございます。

5目簡易水道整備基金繰入金は、水道事業会計に繰り出し、清水東部簡易水道整備などに充当をするものでございます。

11目財政調整基金繰入金1億円は、財源を補填するため、繰入れをするものでございます。特定公共賃貸住宅整備基金繰入金は、今年度繰入れをしないため、廃目といたしました。

2項財産区繰入金、1目山北財産区繰入金1万6,000円は、南足柄市外五ヶ

市町組合等負担金で見込額の計上でございます。

2目共和財産区繰入金2,548万4,000円につきましては、記載のとおりでございますが、共和地域振興会助成金やお峰入り公開事業等の繰入れとなっております。

31、32ページをお願いします。

3目三保財産区繰入金2万5,000円は、町設置型浄化槽補助財産区繰入金で1基分を見込んでいるものでございます。

21款繰越金は、前年度実績などから1億1,000万円を見込んで計上しております。

22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金50万円につきましては、町税延滞金と町民税延滞金で、前年度に対し14万円の増額を見込んでおります。

2項町預金利子、1目町預金利子は項目出しでございます。

3項貸付金元利収入、1目奨学金貸付金元金収入37万2,000円は、対象者の増などにより、前年度より19万2,000円の増額を見込んでおります。

2目地方改善事業貸付金元利収入132万円は元金、利子ともに見込額で計上してございます。

4項雑入、1目雑入ですが1億2,611万円で、前年度に対し2,463万円の増額でございます。主な要因としましては、給食費の公会計化による小中学校給食費の増などでございます。

33、34ページをお開きください。

23款町債でございますが、先ほど第3表地方債で御説明いたしましたが、2目農林水産業債2,880万円は、比奈久保1号橋強補修工事など。

3目土木債4,840万円は、急傾斜地対策や道路関係。

35、36ページをお願いします。

4目消防費640万円は、小田原市消防山北分署建設負担金に伴う起債でございます。

7目臨時財政対策債は1億円で、国の動向により前年度より4,800万円の減を見込んでございます。

次に、37、38ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

歳出につきましても、前年度増減の主なものを御説明させていただきます。

詳細につきましては、参考資料のほうで御確認をいただきたいと思っております。

初めに、1款議会費、1項議会費、1目議会費は9,244万8,000円で、前年度と比べ612万7,000円の減を見込んでおります。減額の主な要因ですが、常任委員長や運営委員長報酬の増額はありますが、議員定数の減などによる議員報酬の減などがございます。

新規の主なものとしては、一般経費の39、40ページをお開きください。

真ん中よりちょっと上にあります議員政務活動費交付金で、5月からの11か月分12人分を計上してございます。その他の事業については、おおむね前年並みの計上となっております。

下段の2款総務費、1項総務管理費でございます。

1目一般管理費4億2,144万3,000円で、前年度より47万2,000円の減でございます。減の主な要因としては、会計年度任用職員経費の減などがございます。

41、42ページをお開きください。

ここでは、会計年度任用職員経費では、産休・育休代替職員1名分を見込んでおります。

職員研修事業では、人事評価に伴う研修などを見込み、次の43、44ページの職員福利厚生事業では、職員の健康診断やストレスチェックの経費、一般経費では、職員採用試験の委託料や退職手当組合負担金などを計上しております。

次に、45、46ページをお開きください。

防犯関係事業では、山北駅前に防犯カメラの設置工事を計上し、あんしんメールの運営委託などを見込んでございます。

次に、47、48ページをお開きください。

2目文書広報費1,361万3,000円で、前年度に対し25万2,000円の減でございます。広報・広聴事業では、町広報、お知らせ版、町民カレンダーの発行を予定し座談会の経費なども計上してございます。一般経費では、法令追録代や例規システムの運用経費などを計上しております。

3目財政管理費は95万4,000円で、前年度に対し18万5,000円の増でございます。主に予算書の印刷などを予定しております。

4目会計管理費は1,076万4,000円で、前年度に対し27万9,000円の増額でございます。

49、50ページをお願いします。

ここでは、決算書の印刷や指定機関、指定金融機関派出業務委託料などを計上しております。

5目財産管理費は1億1,953万3,000円で、前年度に対し94万7,000円の減でございます。主な要因は、町有財産整備工事などの減でございます。実施する主なものとしましては、庁舎等管理事業では、庁舎の防煙スクリーンなどの改修を予定しております。

51、52ページをお開きください。

庁用車管理事業では、庁用車の管理と運転業務の委託料などを計上し、庁用車購入事業では共用のワゴン車を1台購入予定でございます。

財産管理事業ですが、53、54ページをお開きください。

町有地の維持管理経費などを計上してございます。

6目契約検査管理費は49万5,000円で、前年度に対し15万6,000円の減でございます。減の主な要因としては、会計年度任用職員経費の減でございます。

7目企画費は6,188万6,000円で、前年度に対し847万5,000円の増でございます。土地利用調査事業では、令和5年度、6年度の2か年で第4次の土地利用計画を策定をする予定でございます。

55、56ページをお開きください。

生活交通対策事業では、町内循環バスの運行委託については、人件費や燃料費代などの高騰により増額計上となりました。

また、路線バス運行事業補助金、共和地区福祉バス運行事業補助金なども予定をしております。その他、地域づくり委員会開催事業なども実施予定でございます。

57、58ページをお開きください。

この総合計画策定事業では、令和4年度からの継続事業で、第6次総合計画の策定を実施予定でございます。また、継続して、（仮称）山北スマー

トインターチェンジ周辺土地利用構想関連事業なども予定をしております。

また、59、60ページでは、令和4年度からの継続事業として、地域公共交通計画策定事業を実施し、令和5年度は山北町地域公共交通会議で公共交通計画の策定を予定をしております。

8目支所費は798万2,000円で会計年度任用職員経費の増などにより、前年度に対し54万7,000円の増額でございます。

清水支所経費、三保支所経費ともに、維持管理経費などを見込んでございます。

61、62ページをお開きください。

9目調整連絡費は2,930万7,000円で、前年度に対し321万円の減でございます。自治会関係の経費を見込んでございます。また、令和4年度に引き続き、コロナ対応のため、自治会活動活性化応援助成金を支給予定でございます。

集会施設等改修助成金では、尺里西集会所、湯坂公民館、山下集会所、湯触公民館の改修について、助成をする予定でございます。

10目交通安全対策費は293万1,000円で、前年度に対し6,000円の増でございます。交通安全対策事業として、交通指導隊員の謝礼などを計上しております。

63、64ページをお開きください。

11目交通安全施設整備費は200万円で、前年度同額でございます。カーブミラーやガードレールの設置費を計上しております。

12目電算管理費は7,811万4,000円で、前年度に対し300万1,000円の増額でございます。増の要因は、総合行政情報システム整備事業の一人一台パソコンの更新に伴うリース料の増などによるものでございます。そのほかでは、行政ホームページ推進事業や総合行政ネットワーク整備事業では、神奈川セキュリティクラウドの更新を予定しております。

65、66ページをお開きください。

町村情報システム共同運営事業では、パソコンの借上げや町村情報システム組合負担金なども計上をしております。

次に、13目地籍調査費2,141万3,000円で、前年度に対し671万4,000円の増額で、調査面積の増などによるものでございます。向原の前耕地地区を調査

予定でございます。

14目水源環境保全・再生市町村補助金事業費1,414万6,000円は、前年度に対し179万9,000円の増でございます。増の要因としては、森林整備面積の増などによるもので、町有林整備や市有林整備などを予定をしております。

15目定住総合対策事業費は1,889万円で、前年度に対し744万2,000円の増額でございます。

67、68ページをお開きください。

増の主な要因は、定住総合対策の事業費の増などによるものでございます。主なものは、定住総合対策事業の住まいづくり応援事業助成金では、新規に結婚新生活支援事業を予定し、若年層の結婚新生活を支援をするものでございます。東山北1000まちづくり基本計画推進事業では、水上地区土地利用計画作成支援業務委託料では、水上地区の今後の土地利用計画を作成予定で、現地測量なども予定をしており、またお試し住宅活用事業も継続して実施予定でございます。

16目地方創生推進事業は3万5,000円で、会議の開催経費を計上してございます。

69、70ページをお願いします。

2項徴税費、1目税務総務費5,520万3,000円で、不動産鑑定業務委託料の減などにより、前年度に対し1,011万3,000円の減となりました。固定資産評価事業では、土地評価業務委託料などを予定しております。

2目賦課徴収費は854万2,000円で、前年度に対し10万6,000円の増額でございます。賦課徴収に係る経費や会計年度任用職員経費などを見込んでおります。

71、72ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は3,396万4,000円で、前年度に対し121万3,000円の減額でございます。主な要因は、番号システム管理事業の番号システム機器借上料の減などによるものでございます。戸籍住民基本台帳等管理事業では、戸籍情報システムの借り上げなどを計上してございます。

73、74ページをお開きください。



番号システム管理事業では、中間サーバー負担金などを計上し、番号システム管理事業は番号制度運営事業なども計上してございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は655万6,000円で、選挙管理委員会に係る経費を計上しております。

3目山北町議会議員選挙費は1,529万6,000円で、前年度に対し1,327万6,000円の増額でございます。

75、76ページをお開きください。

令和5年4月に予定されている山北町議会議員選挙に係る経費を計上しております。増額の主な要因としましては、負担金補助及び交付金の選挙公営関係費の増などによるものでございます。

4目県知事・県議会議員選挙費は735万7,000円で、令和5年4月に予定されている県知事・県議会議員選挙に係る経費を計上しております。

77、78ページをお開きください。

山北町長選挙費、参議院議員選挙費は選挙がないため、廃目としました。

5項統計調査費、1目統計調査事務費10万2,000円は、町統計グラフコンクール関係経費でございます。

2目指定統計費95万4,000円は、前年度に対し65万7,000円の増額でございます。

79、80ページをお開きください。

住宅・土地統計調査の増などによるもので、学校基本調査などの統計調査を予定をしております。

6項監査委員費、1目監査委員費75万1,000円は監査委員の報酬等監査事業経費を計上しております。

81、82ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は7,190万3,000円で、前年度に対し28万1,000円の増額でございます。民生児童委員活動事業や一般経費では、社会福祉協議会など各団体の助成金を計上しており、83、84ページをお開きください。

福祉タクシー運行事業の継続や避難行動要支援者支援事業では、災害時要援護者システムの経費を見込んでおり、生活困窮世帯支援事業なども実施予

定でございます。また、福祉計画の策定や、85、86ページをお開きください。

介護ボランティアポイント制度事業や介護保険事業計画の策定、パートナーシップ宣誓制度事業も計上をしてございます。

2目国民年金事務費775万3,000円は、前年度に対し17万1,000円の増額で、人件費の増などでございます。

次に、87、88ページをお開きください。

3目社会福祉施設費1,996万7,000円は、前年度に対し132万2,000円の増となりました。主な要因は、小田原市斎場事務委託金の増などによるものでございます。

4目老人福祉費は1億8,851万2,000円で、前年度に対し305万9,000円の減額となりました。主な要因としましては、ねんりんピックかながわ大会の終了などによるものでございます。そのほか、敬老事業やシルバー人材センター運営事業などを見込み、89、90ページをお開きください。

移送サービスなどの高齢者等の生活支援事業、高齢者緊急時一時保護事業、社会福祉法人等利用者負担軽減事業として、利用者負担軽減事業費補助金なども計上をしてございます。

5目障害者福祉費3億3,572万1,000円は、前年度に対し864万6,000円の増となりました。

91、92ページをお開きください。

主な要因としましては、障害者自立支援給付事業などの増で、重度障害者医療費助成事業や在宅障害児者支援事業、地域生活支援事業なども予定をしてございます。

93、94ページをお開きください。

障害者福祉計画策定事業では、障害者福祉計画の策定を予定をしてございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は9,220万9,000円で、前年度に対し69万2,000円の増でございます。主な要因は人件費、繰出金などの増でございます。

95、96ページをお願いします。

7目介護保険事業特別会計繰出金2億352万9,000円で、前年度に対し22万

3,000円の減でございます。こちらの繰出金は全て法定分の繰出しでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は6,902万1,000円で、前年度に対し368万8,000円の増でございます。主な要因としましては、小児医療費助成事業の増などによるものでございます。小児医療費につきましては、助成対象について、18歳まで拡大を予定しております。また、ひとり親家庭等医療費助成事業や放課後児童クラブ運営事業で、97、98ページをお開きください。

紙おむつ支援事業、子育て支援事業なども予定をしております。

2目児童措置費8,927万1,000円で、前年度に対し536万7,000円の減となりました。児童手当支給の対象者が減となったことによるものでございます。

3目保育園費7,971万5,000円は、前年度に対し590万1,000円の増でございます。保育園運営事業については、保育園運営に係る経費を見込み、99、100ページをお開きください。

備品購入費では、テーブルや回転釜の購入を計上しております。また、保育園維持管理事業では、維持管理に係る経費などを見込み、工事請負費では、乳児室のエアコン更新などを予定をしております。

101、102ページをお開きください。

保育所児童入所事業の町外保育所児童委託料では5名を見込んでおります。

4目児童福祉施設費234万7,000円につきましては、児童館3施設の維持管理経費を見込んでおります。

5目認定こども園費は1億4,636万4,000円で、前年度に対し287万7,000円の増でございます。主な要因は人件費の増などでございます。

103、104ページをお開きください。

認定こども園運営事業は、運営に係る経費を見込んで計上しております。認定こども園維持管理事業では、維持管理に係る経費を見込み、次の105、106ページの、認定こども園維持管理工事では、遊具の交換や幼児トイレ前屋根の修繕工事などを予定をしております。認定こども園児童入所事業の町外認定こども園児童委託料では1名を見込んでおります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は1億3,618万1,000円で、前年度に対し1,774万2,000円の減でございます。主な要因は、健康福祉

センター管理事業の減などがございます。

母子保健事業では、107、108ページをお開きください。

妊産婦健診や3歳児視聴覚検診、特定不妊治療支援助成金、妊婦タクシー助成金、出産・子育て応援交付金なども計上をしております。一般経費では、休日急患診療所など各種の負担金を計上しております。

109、110ページをお開きください。

健康福祉センター維持管理事業では、健康福祉センターの維持管理経費を見込み、この工事請負費では、ベビーチェアの設置工事などを計上をしております。山北診療所運営事業では、指定管理料などを計上をしております。

次の111、112ページをお開きください。

そのほか、食育推進事業や森林ふれあい健康セラピー運営事業なども計上をしております。

2目予防費3,517万1,000円で、前年度に対し3,732万7,000円の減でございます。主な要因は新型コロナウイルスワクチン接種経費の減などがございます。予防接種事業では、子宮頸がんなどの接種などを予定し、健康診査・相談事業では、がん検診委託なども計上をしております。

次に113、114ページをお開きください。

3目環境衛生費1,841万3,000円で、前年度に対し1,001万4,000円の増額でございます。主な要因としましては、再生可能エネルギー導入推進事業の増などがございます。

美化推進事業の計上や、115、116ページをお開きください。

地球温暖化防止対策推進事業では、EV急速充電設備や電気自動車の借上料などを計上をしております。また、再生可能エネルギー導入推進事業では、再生可能エネルギー導入検討調査のため、導入計画支援業務委託料を計上しております。放置空き家対策事業では、家屋調査業務委託料などを計上しており、野生動物保護管理事業でヤマビル駆除などを引き続き実施をするものでございます。

117、118ページをお開きください。

4目水道事業会計繰出金につきましては1,531万6,000円で、前年度に対し

541万2,000円の増でございます。清水東部簡易水道事業排水管の敷設替えや水源探査による繰出金の増額でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費6,067万6,000円は人件費の増などにより、前年度に対し415万6,000円の増となりました。浄化槽推進事業では、5人槽3基、7人槽2基などを計上しております。

2目塵芥処理費は1億9,588万3,000円で、前年度に対し2,204万5,000円の増でございます。主な要因は、塵芥処理事業の足柄西部清掃組合負担金の増などでございます。

119、120ページをお開きください。

一般廃棄物収集など、塵芥処理事業や、ごみ減量再資源化事業なども実施予定でございます。

3目し尿処理費1,897万5,000円は、前年度に対し168万2,000円の増でございます。主な要因は、足柄上衛生組合負担金の増などで、し尿処理委託料なども計上をしております。

4目町設置型浄化槽事業特別会計繰出金は30万2,000円でございます。町単独分、事務費及び設置分担金として繰り出すものでございます。

121、122ページをお開きください。

5款農業費、1項農業費、1目農業委員会費は370万5,000円で視察に係る旅費などの増を計上しております。

2目農業総務費は4,247万円で、人件費の増により、前年度に対し605万2,000円の増でございます。

3目農業振興費は2,033万6,000円で、前年度に対し277万8,000円の減でございます。主な要因としましては、やまきたまち農業活性化推進事業の123、124ページをお開きください。

農業次世代人材投資事業補助金の減などがございます。鳥獣害対策事業では、防護柵設置助成金や駆除助成金、食肉加工処理施設の負担金などを計上し、産業交流事業なども計上をしております。

125、126ページをお開きください。

足柄茶振興事業では、とれたて山ちゃんや道の駅でのティーパックの配付や小・中学校に足柄茶のリシール缶の配付を予定をしております。

4目畜産業費24万1,000円は優良系統種助成金などを予定してございます。

5目農地費は5,131万4,000円で、前年度に対し3,029万3,000円の増でございます。農地防災事業では谷ヶ地区農地防災工事を計上し、農道、用水維持管理事業では、農道、用水新設改良工事では増の要因でもある比奈久保橋1号橋の補修工事を計上しており、川西平山用水路改修や都夫良野農道改良工事なども予定をしております。

そのほか、127、128ページでは、中山間地域直接支払事業も計上をしております。

2項林業費、1目林業総務費は1,575万4,000円で、人件費などの減により、前年度に対し58万7,000円の減でございます。

次に、129、130ページをお開きください。

2目林業振興費は4,182万6,000円で、水源の森づくり協力協約推進事業の減などにより、前年度に対し492万6,000円の減額でございます。林業促進事業の森林体験学習委託料では、川村小学校の2年生、5年生に体験学習の実施や幼稚園、保育園、こども園のシイタケの菌打ちを委託をするものでございます。林道新設改良工事では、沢見沢林道、箒沢林道、滝沢高松作業道、大河原林道の改良を予定をしております。木育遊具購入費では、机の天板やタブレット収納棚、教室の標識、滑り台やバルテーブル、離乳食スプーンなどを購入予定で、ナラ枯れ被害木伐採工事や小規模土砂流出防止工事、間伐材搬出奨励金も引き続き計上をしております。また、水源の森づくり協力協約推進事業や131、132ページをお開きください。

ふるさと交流センターの維持管理費、水源地域交流事業なども実施予定で、共和のもりセンター管理運営事業では、屋上防水の塗装替えの工事なども計上をしております。

3目猟区管理費は175万円で、前年度に対し37万4,000円の増額です。猟区の運営に係る経費を計上してございます。

133、134ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費は4,913万6,000円で、人件費の増などにより、前年度に対し835万5,000円の増額でございます。

2目商工業振興費は685万1,000円で、企業立地奨励金の終了などにより、

前年度に対し439万6,000円の減でございます。商工業振興事業の中小企業・小規模事業者等持続化補助金の継続実施や、山北駅周辺魅力づくり推進事業なども計上をしております。

3目観光費は4億2,610万2,000円で、前年度に対し349万円の増でございます。主な要因は、洒水の滝遊歩道購入費の増などによるものでございます。観光施設維持管理事業は、観光施設の維持管理経費を計上しております。

135、136ページをお開きください。観光振興事業の案内板設置工事では、洒水の滝大型看板設置を計上し、洒水の滝遊歩道購入費や各団体への助成、丹沢湖花火大会の助成金などを計上しております。

137、138ページをお開きください。

中段のふるさと応援寄附金推進事業では、おおむね前年並みの見込み計上としております。その他、D52を活用した元気なまちづくり事業なども実施予定でございます。

139、140ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は5,778万1,000円で、新東名対策事業の減などにより、前年度に対し2,252万7,000円の減でございます。町道等維持管理事業では、道路照明などの維持管理経費を計上をしております。

次の141、142ページをお開きください。

一般経費では、各団体への負担金を計上し、新東名対策事業では、細目協定による負担金などを見込んでおります。

2項道路橋梁費、1目道路維持費は8,003万1,000円で、前年度に対し1,399万4,000円の増でございます。主な要因は、橋梁点検委託料などの増によるものでございます。

143、144ページをお願いします。

町道維持補修事業では、橋梁点検委託業務として32橋の点検や谷ヶ小山橋の点検及び松ヶ山隧道定期点検を実施予定でございます。町内一円道路維持管理工事では、自治会要望等に対応するため、尺里高松線補修工事ほか7路線の工事を実施予定で、また協定に基づき、谷ヶ小山線維持管理費負担金を計上しております。

2目道路新設改良費は3,190万6,000円で、前年度に対し217万5,000円の減となりました。主な要因としては、公有財産購入費などの減によるものでございます。測量設計業務委託料は、ぐみの木松原先線や原耕地14号線の用地図面作成業務や、畑湯ノ沢線地質調査業務の委託を計上してございます。道路新設改良工事は、町道堀込上の下線や町道梶山線、町道尺里橋中里線の改良を計上してございます。道路用地取得費及び道路工事に伴う支障物件費については、町道堀込上の下線整備に係る用地取得や支障物件費を計上してございます。

3項河川費、1目河川維持費は487万6,000円で、前年度に対して366万9,000円の減額でございます。主な要因は、用水維持管理事業の町内一円用水維持管理工事で用水改修などの減によるものでございます。

2目丹沢湖砂利浚渫費1,318万7,000円ですが、145、146ページをお願いします。

沢湖砂利浚渫事業、しゅんせつ工事については、3万立米をしゅんせつ予定でございます。

4項砂防費、1目砂防費は1,000万円で、対象地区は用沢地区を予定をしてございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費は1,922万7,000円で、前年度に対し1,007万4,000円の減額でございます。主な要因は、都市計画調整事業の都市計画基礎調査業務委託料の減などでございます。

147、148ページをお開きください。

耐震改修費補助事業ではブロック塀等除去費補助金で3件を見込んでおります。

2目都市公園費2,822万8,000円は、前年度に対し4,725万4,000円の減でございます。主な要因は、山北鉄道公園の遊具移設の減などによるものでございます。都市公園維持管理事業の防犯カメラ設置工事は、丸山公園と平山のびのび公園への設置を予定をしてございます。都市公園整備工事は、ぐみの木公園、丸山公園、向原街区公園、向原コミュニティ広場の除草工事などを計上してございます。ぐみの木近隣公園備品購入費では、スポーツベンチの購入を計上し、丸山公園備品購入費では遊具の計購入を計上をしてございま



す。

149、150ページをお開きください。

都市公園整備事業の河村城址歴史公園整備工事は、多地屋敷景観整備工事などを予定をしております。

3目下水道事業特別会計繰出金は、下水道事業特別会計へ概算で1億3,586万1,000円を繰り出すものでございます。

6項住宅費、1目住宅管理費は1億2,345万3,000円で、前年度に対し2億3,518万8,000円の減額でございます。主な要因は、地域優良賃貸住宅（水上）管理事業の減などでございます。町営住宅管理事業の町営住宅環境整備工事は、町営新根下住宅外壁改修工事や山下住宅の整備を計上し、町営住宅解体撤去工事は、上本村住宅の撤去を予定しております。サンライズ東山北の特定公共賃貸住宅管理事業や、151、152ページをお開きください。

サンライズやまきたの地域優良賃貸住宅管理事業（山北）も計上しております。地域優良賃貸住宅（水上）の管理事業は、今年度は12か月分の管理費を計上し、町営住宅購入費は債務負担行為に基づく支払いを計上をしております。

153、154ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費1億6,000万円は広域消防運営事業としまして、小田原市消防負担金を見込額で計上をしております。

2目非常備消防費は3,726万6,000円で、前年度に対し127万8,000円の増額でございます。主な要因は、出動報酬の増によるものでございます。消防団活動事業の消防団報酬は、団員201人と機能別消防団員14名分を見込み、出動報酬は、災害出動や訓練、警戒等出動を見込んで増となっております。

155、156ページをお開きください。

3目消防施設費は647万6,000円で、消防施設等舗装工事の増などにより前年度に対し239万5,000円の増となっております。

4目水防費は5万円で、前年度同額の計上でございます。

5目防災対策費4,527万5,000円は、戸別受信機設置助成金の増などにより、前年度に対し1,491万9,000円の増でございます。防災設備等維持管理事業の修繕費では、防災無線デジタル子局蓄電池の交換や全国瞬時警報システムの

更新などを計上をしてございます。

157、158ページをお開きください。

防災無線屋外子局更新工事では、箒沢地区屋外子局の撤去費を計上をしてございます。自主防災対策事業の戸別受信機設置助成金は、デジタル戸別受信機の更新設置を462件分計上しており、令和5年度、6年度の2か年で実施予定でございます。地域防災計画事業の防災ハンドブック・防災マップ策定委託料は県の改定に合わせ、土砂災害、洪水ハザードマップを作成予定でございます。災害支援事業は、災害時の相互応援協定を締結している市町が災害を受けたときに迅速に支援できるよう、必要経費を計上してございます。

6目遭難救助費31万6,000円は、159、160ページをお開きください。

遭難救助事業では、救助隊訓練助成金として、三保地区の個隊に助成をするなどの経費を計上してございます。

9款教育費、1項教育総務費、1項教育委員会費139万1,000円は、教育委員会委員及び評価員の報酬が主なものでございます。

2目事務局費2億3,278万1,000円は、前年度に対し927万7,000円の増額でございます。

161、162ページをお開きください。

教育振興事業の報酬では、「休日の部活動の地域連携・地域移行」推進のための検討委員会の経費などを計上し、印刷製本費は教育要覧「山北の教育・保育」の作成費などを計上しております。教育用P C端末運用支援業務委託料では、I C T支援員の配置費などを計上し、校務支援システムについては新しいシステムに更新する使用料なども計上してございます。

163、164ページをお開きください。

英語検定料補助金についても前年度と同額を計上してございます。給食事業では給食調理委託などを計上し、児童生徒援助事業なども予定してございます。一般経費では、川村小学校の大規模改修を計画的に実施するため、施設改良工事基本設計業務委託料などを計上してございます。

165、166ページをお願いします。

そのほか、コミュニティスクール運営事業や教育給付事業、スクールバス運行事業、教育特区推進事業なども計上しております。

167、168ページをお開きください。

会計年度任用職員経費については、それぞれ目的や必要に応じた経費を計上し、地域協働学習推進事業では、山北高等学校地域協働学習推進事業助成金などを計上してございます。

3目奨学補助費231万2,000円は奨学補助事業として、負担金補助及び交付金の遠藤奨学金補助は遠藤奨学金の利息と同額を予算計上してございます。

169、170ページをお願いします。

貸付金は奨学金貸付金として、新規が大学生2人継続が大学生2名分を予定してございます。

2項川村小学校費、1目の学校管理費は1,945万2,000円で、前年度に対し232万9,000円の増でございます。

学校施設維持管理運営事業1,742万8,000円は光熱水費や使用料及び賃借料のシステム使用料で、登下校メールシステムなど学校の維持管理経費に係る経費を計上をしてございます。

171、172ページをお開きください。

2目教育振興費は611万7,000円で、前年度に対し162万9,000円の減額です。機械類借上料などでは教育用パソコンなどの借上料を見込み、教育用ソフトウェア借上用では教育用フィルタリングソフトウェアの借り上げなども計上してございます。

3目給食費は2,349万2,000円で、前年度に対し2,127万6,000円の増でございます。増の主な要因は、給食費の公会計化のため、給食材料費を369人分、2,104万6,000円を計上してございます。

173、174ページをお開きください。

3項山北中学校費、1目学校管理費は2,568万9,000円で、前年度に対し419万5,000円の増でございます。

学校施設維持管理運営事業では、光熱水費など学校施設の維持管理に係る経費を計上してございます。

175、176ページをお開きください。

工事請負費では、給水施設機器交換工事や階段手すり設置工事費などを計上を予定してございます。

2目教育振興費は721万6,000円で、前年度に対し3万8,000円の増でございます。機械類借上料では教育用パソコンの借上料を見込み、教育用ソフト借上料なども見込んでございます。

3目給食費1,418万3,000円は、前年度に対し1,241万5,000円の増額でございます。

177、178ページをお開きください。

増の主な要因は、給食費公会計化のための給食材料費を189人分、1,274万5,000円を計上してございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費2,722万円で、人件費の減などにより、前年度に対し1,172万9,000円の減でございます。幼稚園運営事業は、光熱水費など、維持管理経費を見込み、施設維持管理事業、給食事業なども計上をしてございます。

179、180ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は2,809万7,000円で、前年度に対し1,747万7,000円の増額でございます。社会教育推進事業では、生涯学習活動モデル事業助成金などを計上し、181、182ページをお開きください。

文化財保護事業の工事請負費、公有財産購入費、備品購入費では、河村新城跡整備関係費などを計上してございます。家庭教育学級支援事業については、乳幼児合同家庭教育学級の講師謝金代と消防費については、ブックスタート、セカンドブック、サードブック事業の書籍等でございます。その他、二十歳を祝う会開催事業などを計上してございます。

183、184ページをお開きください。

山北のお峰入り公開事業では、ユネスコ無形文化遺産に登録された山北のお峰入りの公演のための経費や動画作成の経費なども計上してございます。

2目教育集会施設費は31万2,000円でございます。教育集会所維持管理事業は岸集会所の維持管理経費を計上してございます。

185、186ページをお開きください。

3目青少年育成費394万8,000円で、会計年度任用職員経費の減などにより前年度に対し83万5,000円の減でございます。

ライブ・イン・山北や青少年健全育成大会関係の青少年健全育成事業や放

課後子ども教室推進事業などの計上をしてございます。

187、188ページをお開きください。

4目生涯学習センター費は6,821万6,000円で、人件費の増などにより、前年度に対し1,911万1,000円の増でございます。生涯学習センター活動推進事業では、寄席などの公演出演料などを計上してございます。生涯学習センター維持管理事業では、主に管理経費を計上し、修繕費では移動式観覧席制御コントローラーの交換などを見込んでございます。

189、199ページをお願いします。

工事請負費については、多目的ホール、舞台機構のワイヤーロープなどの交換を計上しております。図書室運営事業の図書システム使用料は、電子図書館システムを更新する使用料などで、当初購入費は電子書籍コンテンツを購入予定でございます。

次に、191、192ページをお開きください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は717万9,000円で、前年度に対し13万8,000円の減額でございます。丹沢湖マラソン大会開催経費やカヌーマラソン開催のカヌーブづくり、まちづくり推進事業。193、194ページでは、総合スポーツイベント開催事業は、やまきたスポーツ秋祭りの開催などを予定してございます。

2目体育施設費は5,017万7,000円で、体育施設の整備事業の増などにより、前年度に対し3,159万9,000円の増でございます。体育施設維持管理事業は、スポーツ広場など各施設の維持管理費を計上してございます。体育施設整備事業は、山北体育館代替施設建設のための木材調達の委託や、実施設計業務、現況測量、地盤調査の業務などの委託料を計上してございます。パークゴルフ場管理運営事業では維持管理事業や会計年度任用職員経費、工事請負費では駐車場の区画線更新工事を予定してございます。

195、196ページをお願いします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は小規模災害復旧費で50万円を見込んでおります。

2項の公共土木施設災害復旧費は小災害復旧工事で前年同額を計上しております。

11款公債費、1項公債費、1目元金については4億4,609万1,000円で、前年度より765万6,000円の減でございます。

2目利子については、1,220万7,000円で、前年度より696万円の減を見込んでございます。

197、198ページをお開きください。

12款諸支出金、2項土地開発公社費、1目土地開発公社費は51万円で、土地開発公社に代行取得先行取得しているものの、利子補給金でございまして、利率は0.35%を見込んでおります。

13款予備費は4,258万4,000円としました。

199、200ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1、特別職の表の比較の欄で、その他の特別職の職員数が25人減となっております。各委員会の関係が今後な要因でございます。

次に下の表の2、一般職でございます。一般職につきましては、フルタイムの会計年度任用職員を含めた職員数ですが、本年度138人で昨年より2名増でございます。町全体のフルタイムの会計年度任用職員を含めた一般職員でございますが、令和5年度は150名で、令和4年度は148名でございます。内訳は常勤の職員数で説明しますと、200ページのアの表ですが、一般会計が136名、国保会計が4名、介護保険事業特別会計が3名、下水道事業特別会計が2名、水道事業会計が3名の特別会計合計が12名、合計148名ということでございます。これにフルタイムの会計年度任用職員2名を加えると150名となります。その他、職員手当の内訳や会計年度任用職員につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

201から206までは一般職の給与、職員手当の明細が記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、207ページは、先ほど御説明しました債務負担行為の関係でございます。

208ページを御覧ください。

地方債の調書でございます。

地方債につきましては表の一番上の区分のところですが、前々年度末現在

高というのは令和3年度決算でございます。それから、前年度末現在高というのが令和4年度末の予算ベースの見込額でございます。こちらを見ていただきますと、前年度末現在高というところから左から2つ目の合計が37億9,865万9,060円が現在高でございます。

一番右側の欄でございますが、当該年度末現在高見込額の合計が、令和5年度の見込額が35億3,616万8,948円で、予算ベースでございますが、2億6,249万112円減額となっております。これについては前年に比べ、調査委員の新規発行が減となったことと、元金償還の進捗によるものでございます。

一つ上の段が臨時財政対策債等、国の政策によるものであり、27億723万8,981円で国の施策による起債が7割を超えている状況でございます。

そして一番下の地方債総額から、その上の臨時財政対策債等を引きますと、通常の建設事業債については8億2,892万9,967円ということでございます。

臨時財政対策債につきましては、元利償還金が100%、後年度の普通交付税に算入され、現在は国のほうも抑制の方向で動いておりますが、国の施策とはいえ地方債残高ということで、大変厳しい状況にあるため、安定した財政運営を進めていく上では注視をしていかなければならないと考えております。

次に、209ページから214ページは一覧表ですので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

215、216ページは、令和5年度の当初予算における性質別経費の鑑別の分類表でございます。お目通しをいただきたいと思っております。

次の217ページは、国の指導により、地方消費税交付金のうち社会保障財源株について充当先を予算書に明記をするものでございます。

令和5年度は、社会保障財源化分として1億2,475万6,000円を見込み、これを下段の社会保障4経費、その他社会保障政策に要する経費の表に充当予定額を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

説明は雑駁ですが、以上でございます。

長時間ありがとうございました。

議長 説明が終わりましたので、議案第12号につきましては、先日の議会運営委員会提案のとおり、山北町議会委員会条例第4条及び第5条の規定により議長除く13人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、山北町議

会会議規則第39条の規定により同委員会に付託の上、審査したいと思います  
が、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないものと認め、よって議案第12号は、令和5年度山北町一般会計  
予算については、13人の委員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、  
審査することと決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。この間に予算特別委員会の委員長、副委員  
長を互選し、議長まで御報告を願います。  
なお再開は13時といたします。

(午後0時05分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後1時00分)

予算特別委員会の委員長、副委員長について、互選の結果報告がありまし  
たので発表いたします。

委員長に石田照子議員、副委員長に和田成功議員。正副委員長には山北町  
議会委員会条例第6条の規定により決しました。

予算特別委員会は3月9日及び10日、いずれも午前9時から議場にて開会  
をいたします。

議案第12号については特別委員会付託となりましたので、本会議での質疑  
は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

また、1回の質問は2問程度にさせていただき、3問以上質問のある方は、  
ほかの質問者の状況を見極めながら再度質問をしていただければと思います。

それでは、総括的、大綱的な質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第12号は予算特別委員会に付託をします。

日程第2、議案第13号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計予算  
から、日程第10、議案第21号 令和5年度山北町商品券特別会計予算を一括  
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 それでは、議案第13号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計予算。  
令和5年度山北町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところ



による。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,739万5,000円と定める。

歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に関わる予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第14号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度山北町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億49万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第15号 令和5年度山北町下水道事業特別会計予算。

令和5年度山北町の下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,932万5,000円と定める。

歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2

表「地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第16号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算。

令和5年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,846万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第17号 令和5年度山北町山北財産区特別会計予算。

令和5年度山北町の山北財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ550万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第18号 令和5年度山北町共和財産区特別会計予算。

令和5年度山北町の共和財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,245万1,000円と定め

る。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第19号 令和5年度山北町三保財産区特別会計予算。

令和5年度の山北町の三保財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ580万と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第20号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計予算。

令和5年度山北町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,091万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

続きまして、議案第21号 令和5年度山北町商品券特別会計予算。

令和5年度山北町の商品券特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ821万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第13号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

219、220ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算でございますが、歳入は、1款国民健康保険税から6款諸収入まで14億2,739万5,000円で、前年度比32万3,000円、0.02%の減でございます。

歳出につきましては、1款総務費から7款予備費まで、歳入と同額でございます。

221、222ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものでございますが、1款国民健康保険税は2億8,220万2,000円、前年度比0.55%の減でございます。

3款県支出金は10億5,225万円、前年度比0.06%の増。

4款繰入金は9,220万7,000円、前年度比0.76%の増でございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費は10億44万7,000円、前年度比2.4%の減。

33款国民健康保険事業納付金は、県が市町村ごとに納付金を算定したもので、3億7,641万6,000円、前年度比5.5%の増でございます。

223、224ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年度課税分から、6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで、前年度比159万1,000円、0.56%減の2億8,204万7,000円でございます。

被保険者の加入状況につきましては、1,676世帯2,524人で、前年比世帯数では32世帯の増、被保険者数で36人の増です。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年度課税分

から6節の後期高齢者支援金滞納繰越分まで15万5,000円でございます。

退職者医療制度は平成26年度末で経過措置が切れ、新たに国保に加入される方は全て一般被保険者となっています。ただし、現在の退職者医療制度の適用者は65歳になるまで制度は存続します。

退職被保険者の加入状況につきましては、ほぼ見込みがない状況ですが、転入を考慮し、1世帯1人としています。

国民健康保険税の総額は、2億8,220万2,000円で、歳入全体に占める割合は19.8%でございます。

一般、退職を合わせた被保険者の加入状況は1,677世帯2,525人で、令和5年2月現在の町民に占める割合は、世帯数では39.8%、人口では26.4%の加入となっております。

2款1項1目の総務手数料は、保険税督促手数料収入3万円でございます。なお、督促手数料については、令和5年度より廃止となりますが、令和4年度以前に発行された納付書分に対する計上です。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、町が保険給付に要した費用を県が交付するもので、前年度比556万8,000円減の10億1,989万2,000円でございます。

225、226ページをお開きください。

2目の保険給付費等交付金特別交付金は、市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うもので、前年度比615万1,000円増の3,235万8,000円でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、1節の職員給与費等繰入金は4名分の人件費で5,731万6,000円でございます。

2節の出産育児一時金等繰入金につきましては、4名分の出産・育児一時金に対する3分の2の町負担分で156万7,000円でございます。

3節の保険基盤安定繰入金保険税軽減繰入金は、一般被保険者に対する軽減分を県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、3,814万4,000円でございます。

4節の保険基盤安定繰入金保険者支援分繰入金は、1人当たりの平均保険料収入額と軽減該当者数をもとに算定し、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担するもので、2,013万8,000円でございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に占める高齢者の割合に基づく一般会計からの法定繰入額で504万2,000円でございます。

5款1項2目のその他繰入金につきましては50万円でございます。

6款1項1目の被保険者延滞金につきましては、国保税の延滞金で20万円でございます

2項1目の一般被保険者、第三者納付金から4目の退職被保険者等返納金までは項目出しでございます。

227、228ページをお開きください。

5目の雑入ですが、国保事業納付金退職者分に係る精算分等でございますがこちらも項目出しでございます。

3項1目の指定公費負担医療立替交付金につきましては、70歳から74歳の前期高齢者の療養費等に係る一部負担金の凍結延長に伴う国庫負担分ですが、こちらの項目出しでございます。

229、230ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員4名分の人件費と国保の運営に必要な経費で3,299万5,000円でございます。

2項1目の賦課徴収費につきましては、徴収に係る通信運搬費等やコンビニ収納及び口座振替手数料で73万3,000円でございます。

3項1目の運営協議会費につきましては、委員6名の報酬等で16万1,000円でございます。

231、232ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費につきましては、給付実績から、前年度比2,400万3,000円減の8億5,655万7,000円でございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては項目出しでございます。

3目の一般被保険者療養費につきましては、鍼、灸、マッサージ等の療養費で前年度比6万1,000円減の771万8,000円でございます。

4目の退職被保険者等療養費につきましては、項目出しでございます。

5目の審査支払手数料につきましては、国保連への審査支払手数料で、前年度比14万3,000円減の252万円でございます。

6目の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症により勤務ができなかつ

た場合の手当金で、過去の実績をもとに30万9,000円です。

2項1目の一般被保険者高額療養費につきましては、給付実績から前年度比47万7,000円減の1億2,948万5,000円でございます。

233、234ページをお開きください。

2目の退職被保険者等高額療養費につきましては項目出しでございます。

3目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、20万円でございます。

4目の退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、項目出しでございます。

3項1目の一般被保険者移送費及び2目退職被保険者と移送費につきましても項目出しでございます。

4項1目の出産育児一時金につきましては、4人分で235万円でございます。なお、令和5年度より42万円から50万円の支給に引き上げられます。

2目の審査支払手数料につきましては、4件分で2,000円でございます。

235、236ページをお開きください。

5項1目の葬祭費につきましては、1人当たり5万円の26人分で130万円でございます。

3款の国民健康保険事業納付金は、市町村が支払う保険給付費の全額を県が市町村に交付するための財源として県が町から徴収するもので、総額3億7,641万6,000円で、前年度比1,967万1,000円の増でございます。内訳としましては、1項1目の一般被保険者医療給付費分につきましては2億6,270万9,000円でございます。

2目の退職被保険者等医療給付費分につきましては7万9,000円でございます。

2項1目の一般被保険者後期高齢者支援等分につきましては、8,995万円でございます。

2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、項目出しでございます。

3項1目の介護納付金につきましては2,367万7,000円でございます。

237、238ページをお開きください。

4款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、特定健診委託料が主なもので、特定健康診査は560人、特定保健指導は65人を見込み、922万5,000円でございます。

2項1目の保健事業費につきましては580万4,000円で年2回の医療費通知、年2回のジェネリック医薬品の差額通知、人間ドックの210件分の助成金です。また、糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託料は町内医療機関と連携し、健診の結果、将来透析となる可能性がある方に対し、予防プログラムを実施するものです。5人分を見込んでいます。

6款1項1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度分に対する還付金で100万円でございます。

2目の退職被保険者等保険税還付金につきましては、項目出しでございます。

239、240ページをお開きください。

2項1目の指定公費負担医療立替金につきましては、前期高齢者の自己負担割合と凍結措置に対するものですが、項目出しでございます。

3項1目の共同事業支出拠出金につきましても項目出しでございます。

7款予備費につきましては、歳入歳出調整により61万1,000円でございます。

241、242ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、特別職は国保運営協議会の委員6名と、一般職は国保担当職員4名分です。

以降のページにつきましては後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

引き続きまして、議案第14号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

248ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございますが、歳入は1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで2億49万1,000円で、前年度比334万2,000円、1.6%の減でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで歳入と同額ござい



ます。

249、250ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものでございますが、1 款後期高齢者医療保険料が1 億6,593万6,000円、3 款繰入金が2,921万7,000円、5 款諸収入が533万6,000円でございます。

歳出の主なものでございますが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金が1 億9,408万1,000円でございます。なお、後期高齢者医療制度における保険料は2年ごとに見直しをしており、令和5年度は改定2年目となることから、歳入歳出ともに前年度比で小幅な減となっております。

251、252ページをお開きください。

歳入でございますが、1 款1 項1 目の後期高齢者医療保険料につきましては、1 節の現年度ですが、令和5年度は2年ごとに改定される2年目となります。令和4年度に引き続き、均等割額は4万3,100円、所得割率は8.78%で1 億6,543万6,000円です。被保険者数は2,089人、前年度比68人増です。

2 節の滞納繰越分につきましては前年同様50万円でございます。

2 款1 項1 目の督促手数料につきましては、令和5年4月より廃止されますが、令和4年度までの発行済み督促状に対する督促手数料の項目出しでございます。

3 款1 項1 目の事務費繰入金につきましては、歳出の一般経費徴収事業、予備費を一般会計から繰り入れるもので107万2,000円でございます。

2 目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者等保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担し繰り入れるもので2,814万5,000円でございます。

4 款1 項1 目の繰入金、5 款1 項1 目の延滞金及び2 目の過料につきましては項目出しでございます。

5 款2 項1 目の雑入につきましては、広域連合からの健康診査と受託収入で483万3,000円でございます。

3 項1 目の保険料還付金は、町が支出した歳出還付額に対する広域連合からの財源措置で、50万1,000円でございます。

253ページ、254ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、後期高齢者医療制度に係る事務経費や健康診査に係る委託料、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金で543万7,000円でございます。

2項1目の徴収費につきましては、保険料決定通知等に係る通信運搬料や口座振替手数料で35万4,000円でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料と保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので1億9,408万1,000円でございます。なお、この納付金は歳出全体の96.8%を占めております。

255、256ページをお開きください。

3款1項1目の保険料還付金につきましては、過年度分保険料に係る還付金及び加算金で50万1000円でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出調整により11万8,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長  
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第15号 令和5年度山北町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

258、259ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入については、1款分担金及び負担金から7款町債まで、歳入合計4億1,932万5,000円で、前年度比2,003万9,000円の増でございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、歳入と同額でございます。

続きまして、260ページをお開きください。

第2表、地方債でございます。

内訳としましては、公共下水道事業債1,510万円、流域下水道事業債840万円、資本費平準化債2,700万円、特別措置分1,180万円、公営企業会計適用債1,490万円で、合計で7,720万円となり、前年度比1,700万円の減となります。

続きまして、事項別でございます。

263、264ページをお開きください。

まず歳入でございます。

1 款 1 項 1 目の受益者負担金につきましては、本年度予算24万8,000円で、前年度比217万円の減となります。これは受益者負担金12件分を見込んでおります。

2 款 1 項 1 目の下水道使用料は1億9,983万5,000円で、料金改定により前年度比1,982万3,000円の増となっております。また、滞納繰越分につきましては258件、83万5,000円を見込んでおります。

2 款 1 目下水道手数料は、本年度予算19万4,000円で前年度比14万3,000円の増となっております。内訳としましては、下水道排水設備指定工事店の発行手数料が20件、責任技術者発行手数料が44件見込んでおります。

3 款 1 項 1 目の下水道補助金は、本年度予算額479万9,000円で、これは令和5年度より原耕地区前耕地地区のマンホール蓋の更新を行うための補助となります。

4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、本年度予算1億3,586万1,000円で前年度比1,233万5,000円の増となっております。

5 款 1 項 1 目の繰越金は、本年度予算100万円で前年度同額でございます。

6 款 1 項 1 目の雑入は、本年度予算18万8,000円で前年度比4万6,000円の増となっております。

7 款町債につきましては、次のページ265、266ページをお開きください。

1 款 1 目の下水道債は本年度予算7,720万円で前年度比1,700万円の減となっております。

内訳としましては、公共下水道事業債町事業の下水道工事に係るもので1,510万円、酒匂川流域下水道事業債は、流域下水道事業の建設に関わるもので840万円、資本費平準化債は、減価償却と起債償還との期間との差が大きいことから資本費を平準化し、一般会計からの繰出金を少なくするため、21年度から引き続き予算計上しており、2,700万円でございます。

また、特別措置分は平成18年度より公共下水道繰出金の見直しにより、起債の元金償還に対する処置をするもので、1,180万円でございます。

なお、令和3年度より令和6年4月に企業会計の運用開始に向けて支援事

業を委託するために公共企業適用債を1,490万円計上するものです。

続きまして、歳出でございます。

267、268ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費は本年度予算1億2,884万円で、前年度比2,035万6,000円の増となります。主な要因としましては、負担金補助交付金の酒匂川流域下水道管理事業負担金が1億1,679万3,000円で、流域下水道の維持管理費関する修繕費や更新事業など電気料の高騰により、前年度比2,000万円の増となっております。

2目の排水施設管理費は、本年度予算2,686万2,000円で、前年度比443万6,000円の増でございます。主なものとしましては、需用費のマンホールポンプの電気料や委託料の計画策定事業業務は5年に一度、下水道事業の見直しを行う業務と、令和3年度より起債を活用している。令和5年度までに公営企業会計に移行するための3年間の支援業務の委託を行うものでございます。施設管理業務委託料につきましては、流量計やマンホールポンプ4か所の保守点検業務の委託となります。

269、270ページをお開きください。

2款1項1目の排水施設は本年度予算4,421万7,000円で、前年度比775万5,000円の増でございます。内訳としましては2節の給料費から4節の共済費まで人件費として職員2名分を計上しております。

14節の工事費は、原耕地、前耕地のマンホールの蓋の更新工事と公共樹の設置を見込んでいるものでございます。

13節の負担金及び交付金は、酒匂川流域下水道の建設負担金としまして、924万8,000円で、前年度比245万1,000円の増でございます。

3款1項1目の元金は本年度予算1億9,468万2,000円で、前年度比848万4,000円の減となっております。

2目の利子は本年度予算2,357万8,000円で、前年度比402万4,000円の減でございます。

271、272ページをお開きください。

予備費につきましては本年度予算114万6,000円で前年度の同額となっております。

続きまして273、274ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1の特別職につきましては、下水道運営審議会委員10名分、2の一般職については、職員2名分の明細です。

詳細については275ページから278ページまで記載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

続きまして、279ページをお願いします。

地方債に関する調書でございます。

一番左側の前年、2番目ですね、前年度末残高は19億4,432万9,845円で、一番右側の当年度末が残高見込額が18億2,684万7,928円で前年度に対して1億1,918万1,917円の減でございます。

明細につきましては、280ページから285ページまで、元利償還金一覧表に記載してありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

続きまして、議案第16号 令和5年度山北町設置型浄化槽事業特別会計予算について御説明いたします。

287ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から6款の繰越金まで、歳入合計4,846万3,000円でございます。

歳出は1款事業費と2款予備費で歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書でございます。

290ページ、291ページをお開きください。

まず歳入でございます。

1款1項1目の町設置型浄化槽分担金は、本年度の分担金は29万5,000円で、前年度比25万5,000円の増でございます。

続きまして、2款1項1目の浄化槽使用料は本年度予算額562万6,000円で、前年度比3万9,000円の増でございます。使用料につきましては、現在使用している112基の使用料と、令和5年度に新たに設置予定の5基分を見込んで算定しております。

3款1項1目の循環型社会形成推進交付金は、本年度予算額904万2,000円で、前年度の同額でございます。

4款1項1目町浄化槽事業補助金は本年度予算額1,741万2,000円で、前年度比10万円の増でございます。内訳としましては、新たに整備する5基分を見込んでおり、浄化槽事業設置として723万2,000円、汚水の高度処理費として600万円、事務費として8万円、附帯工事として410万円でございます。

5款1項1目の一般会計繰入金は本年度予算30万1,000円で、前年度比7万4,000円の減となっております。

6款1項1目の繰越金は、本年度予算額1,578万7,000円で、前年度比359万7,000円の減でございます。

続きまして、292、293ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目の浄化槽整備費は、本年度予算額4,125万6,000円で、前年度比3万6,000円の増でございます。内訳としましては、浄化槽設置事業は工事請負費の2,983万3,000円で、7人槽3基、25人槽1基、50人槽1基を見込んでおります。また、浄化槽維持管理事業1,131万7,000円は、主な事業としましては、事業費の修繕費で、浄化槽の中にある高度処理のためのリン除去装置の交換やフロアーの機械の修理にかかるものでございます。役務費は、年1回法定点検に定められている浄化槽の法定点検で75万2,000円を見込んでございます。委託料は、浄化槽の保守点検を3回実施しており、また、おおむね年1回、浄化槽の清掃業務と併せて869万9,000円でございます。

2款1項1目予備費については、今年度予算720万7,000円で、前年度比331万3,000円の減でございます。

説明は以上になります。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第17号 令和5年度山北町山北財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算案につきましては、財産区管理会におきまして、全員賛成で承認をされたものでございます。

295ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入まで、歳入総額を550万9,000円とするものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで歳入と同額とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明します。

298、299ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目の財産貸付収入につきましては、水源協定林の土地貸付料56万7,000円でございます。

水源協定林が1か所契約期間満了となったため、前年度に対し12万2,000円の減額でございます。

2目利子及び配当金は、債券及び定期の利息見込みで38万2,000円を計上してございます。

2款繰越金につきましては、前年度繰越金159万円を計上いたしました。

3款1項1目の雑入については、松田町外三ヶ町組合の配分金で297万円を計上してございます。

300、301ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は40万2,000円を計上しました。

説明欄の財産区管理会運営事業は、委員報酬等の経費38万5,000円を計上しております。

一般経費につきましては、南足柄市外五ヶ市町組合等負担金の繰出金1万7,000円でございます。

2目財産管理費は、財産取得管理等基金に231万5,000円を積立てするものでございます。

2款1項1目林業振興費につきましては、林業振興事業で、造林地の巡視謝礼、松田町外三ヶ町組合配分金や委員改選による視察研修費50万円を見込み180万5,000円を計上しております。

302、303ページをお願いします。

予備費につきましては60万円を計上するものでございます。

次に、304ページですが、給与費明細書でございます。

管理委員7名分の報酬でございます。後ほど御確認をお願いしたいと思います。

山北財産区については以上で説明を終わります。

続きまして、議案第18号 令和5年度山北町共和財産区特別会計予算について御説明いたします。

なお、本予算案につきましても、財産区管理会において全員賛成で承認されたものでございます。

306ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から4款諸収入まで歳入総額を4,245万1,000円とするものです。

歳出につきましては、1款財産区費から3款予備費まで、歳入と同額の計上とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

309、310ページをお開きください。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、説明欄に記載の土地貸付収入84万8,000円を計上いたしております。

2目利子及び配当金は定期の利息及び債権利息60万円でございます。

2款2項基金繰入金につきましては、共和地域振興会や共和地区福祉バス運行事業、お峰入り公開事業などのため、3,700万2,000円を計上しております。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金として400万円を計上しております。

4款1項1目の雑入につきましては、項目出しで1,000円の計上いたしました。

続きまして、311、312ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目一般管理費につきましては、説明欄の財産区管理会運営事業で、財産区管理会を運営するための経費41万円を計上



し、一般経費では、昨年と同額の災害助成金 100 万円を計上しました。繰出金は、共和地区振興会への繰出金 301 万 1,000 円、町道改良工事等繰出金 827 万 7,000 円、お峰入り公開事業繰出金 300 万円、共和地区福祉バス運行事業繰出 941 万 7,000 円などで合計 2,548 万 5,000 円の計上といたしました。

2 目の財産管理費は、財産の取得及び管理等基金積立金に 60 万 1,000 円を計上するものでございます。

2 款 1 項 1 目の林業振興費につきましては、林業振興事業として造林地の巡視及び調査立会謝礼 27 万 4,000 円。

313、314 ページをお開きください。

使用料及び賃借料は苗畑の借上料 19 万 6,000 円を計上するもので、負担金補助及び交付金につきましては、共和の森づくり整備助成金に 966 万円や、委員改選に伴う視察研修負担金 50 万円を計上しております。

3 款予備費につきましては、歳入歳出差し引き 400 万円を計上するものでございます。

315 ページをお開きください。

給与費明細書でございます。委員 7 名の報酬でございます。後ほど、御確認をお願いいたしたいと思っております。

以上で、共和財産区については説明を終わります。

続きまして、議案第 19 号、令和 5 年度山北町三保財産区特別会計予算について、御説明いたします。

なお、本予算案につきましても、財産区管理会において、全員賛成で承認をされたものでございます。

317 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、1 款財産収入から 3 款諸収入まで、歳入総額を 580 万円とするものでございます。歳出につきましては、1 款財産区費から 3 款予備費まで、歳入と同額を計上するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。320、321 ページをお開きください。

初めに歳入でございます。1 款 1 項 1 目財産貸付収入につきましては、説

明欄に記載の土地貸付地代 478 万円を計上いたしました。

2 目利子及び配当金は、債権及び定期の利息 9 万 3,000 円を計上しました。

2 款繰越金につきましては、前年度繰越金 92 万 6,000 円を計上しております。

3 款 1 項 1 目雑入につきましては、項目出しで 1,000 円の計上としております。

322、323 ページをお願いします。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、財産区管理  
会運営事業では、財産区管理委員会を運営するための経費 38 万 7,000 円を  
計上し、一般経費では、町設置型浄化槽設置 1 期分 2 万 5,000 円を繰出金と  
して計上いたしました。

2 目財産管理費は、財産取得管理等基金積立金に 350 万円を計上するもの  
でございます。

2 款 1 項 1 目林業振興費につきましては、林業振興事業として、造林地の  
巡視及び調査立会謝礼、森林整備委託料、役員改選に伴う視察研修会負担金  
など合わせまして 107 万 5,000 円を計上いたしました。

324、325 ページをお開きください。

3 款予備費については、81 万 3,000 円を計上するものでございます。

326 ページをお開きください。

給与費明細書については、委員 7 名の報酬でございますので、後ほど御確  
認をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、議案第 20 号 令和 5 年度山北町介護保険事業特別会計予算に  
ついて、御説明申し上げます。

328、329 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては、1 款保険料か  
ら 10 款諸収入まで、歳入合計は 12 億 8,091 万 1,000 円、歳出につきましては  
は、歳入と同額で前年度比 0.6%の減でございます。

330、331 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入の主なものとしましては、1款保険料が前年度比2.6%の増、4款支払基金交付金が1.8%の減、5款国庫支出金が1.5%の減、6款県支出金が1.7%の減、8款繰入金が0.8%の減でございます。歳入が若干前年度比減となりますのは、歳出の保険給付費が減となったことによる交付金等の減によるものです。

歳出につきましては、2款保険給付費が1.8%の減、3款地域支援事業費が0.4%の増、5款基金積立金が77.3%の増でございます。基金積立金が増となりますのは、歳入の保険料収入は増となりますが、歳出の保険給付費が減となることによるものです。

なお、2款保険給付費及び3款地域支援事業費で歳出全体の約95%を占めます。

332ページ、333ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、1節の現年度分は65歳以上の被保険者4,023人分の保険料で、保険給付費と地域支援事業費の23%負担とされており、前年度比741万円2.6%増の2億9,068万円でございます。2節の滞納繰越分は前年度同額の40万円でございます。2款1項1目の地域支援事業負担金につきましては、1節の介護予防・日常生活支援総合事業負担金は、介護予防教室の利用料で13万7,000円でございます。2節の任意事業負担金につきましては、配食、会食サービスの利用料で164万4,000円でございます。

3款1項1目の督促手数料5,000円につきましては、令和5年4月より廃止されますが、3月までに発行した納付書分として5,000円を計上していません。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、第2号被保険者である40歳から64歳までの方の負担分で、保険給付費の27%とされ、前年比558万9,000円減の3億739万5,000円でございます。2目の地域支援事業交付金につきましては、総合事業費と27%で1,017万6,000円でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、国の負担分となり、居宅給付費の20%、施設給付費の15%で、前年比349万円減の2億720万円

でございます。

5款2項1目の調整交付金につきましては、保険給付費及び総合事業費の5%見込みとし、前年比109万2,000円減の5,880万9,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業費の20%で753万8,000円でございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、包括的支援事業・任意事業の38.5%で1,472万8,000円でございます。

334ページ、335ページをお開きください。

8目の保険者機能強化推進交付金につきましては、介護保険事業における高齢者の自立支援・重度化防止に対する市町村の取組に応じて配分されるもので、令和4年度交付決定額と同額を見込み、157万6,000円でございます。

9目の保険者努力支援交付金につきましては、介護保険事業における介護予防・健康づくりに資する市町村の取組に応じて配分されるもので、同じく令和4年度交付決定額と同額を見込み、126万2,000円でございます。

6款1項1目の介護給付費負担金につきましては、県の負担分となり、居宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%で前年度比323万8,000円減の1億6,281万2,000円でございます。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、総合事業の12.5%で471万1,000円でございます。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、包括的支援事業、任意事業の19.25%で736万4,000円でございます。

7款1項1目の利子及び配当金につきましては、介護保険給付費基金積立金の利子配当で、2,000円でございます。

8款1項1目の一般会計繰入金につきましては、主に町からの法定の繰入で1節の介護給付費繰入金は、保険給付費の12.5%で、前年度比258万8,000円減の1億4,231万2,000円でございます。

2節の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、総合事業費の12.5%で、前年度比14万2,000円減の471万1,000円でございます。

3節の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、包括的支援

事業・任意事業の 19.25%で前年度比 30 万 2,000 円増の 736 万 4,000 円でございます。

4 節の 1 号被保険者保険料負担軽減分繰入金は、介護保険料第 1 段階から第 3 段階までの低所得者層 871 人に対する軽減措置分を国が 2 分の 1、県と町が 4 分の 1 ずつ負担し、一般会計で繰り入れた国県分と合わせ繰り入れずるもので、前年度比 13 万 6,000 円増の 1,014 万 5,000 円でございます。

5 節の職員給与費等繰入金は、介護保険担当職員 3 名分の人件費の繰入で前年度比 148 万 8,000 円増の 2,140 万 4,000 円でございます。

6 節の事務費繰入金は、一般管理費、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等に係る繰入で、前年度比 58 万 1,000 円増の 1,759 万 3,000 円でございます。

336、337 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目の繰越金につきましては、令和 4 年度予備費と同額とし、91 万 8,000 円でございます。10 款諸収入につきましては、1 項延滞金、延滞金加算金及び過料から 3 項雑入まで全て項目出しでございます。

338、339 ページをお開きください。

次に歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、職員 3 名分の人件費と介護の運営に必要な事務経費で 2,455 万 6,000 円でございます。

2 項 1 目の賦課徴収費につきましては、保険料リーフレットの印刷製本費や通信運搬費などで 72 万 1,000 円でございます。

340、341 ページをお開きください。

3 項 1 目の認定調査費につきましては、認定調査員の報酬や主治医意見書手数料などで 730 万 7,000 円でございます。

2 目の認定審査会共同設置負担金につきましては、認定審査会の運営を行っております南足柄市への負担金で 632 万 8,000 円でございます。

4 項 1 目の運営協議会費につきましては、委員 9 名分の報酬と旅費で 2 回開催予定とし、7 万 4,000 円でございます。

2 款 1 項 1 目の介護サービス等給付費につきましては、要介護 1 から要介護 5 までの方が対象のサービスで、前年度 1,100 万円減の 10 億 6,510 万円

でございます。

342、343 ページをお開きください。

2 項 1 目の介護予防サービス等給付費につきましては、要支援 1、2 の方が対象のサービスで、前年度比 530 万円増の 2,360 万円でございます。

3 項 1 目の審査手数料は、介護給付に係る国保連への審査支払手数料で 90 万円でございます。

4 項 1 目の高額介護サービス費につきましては、自己負担額が基準を超えた場合に償還払いをするもので、2,500 万円でございます。

5 項 1 目の特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者が施設入所やショートステイを利用した際の食費、滞在費の自己負担が上限を超えた場合に支払うもので、年度比 1,200 万円減の 2,000 万円でございます。大きな減となりますのは令和 3 年 8 月の改正により、対象者が減となったことによるものです。

6 項 1 目の高額医療合算介護サービス費につきましては、344、345 ページをお開きください。

医療と介護の自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に支給されるもので 390 万円でございます。

3 款 1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援 1、2 と総合事業の方が利用する第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業及び高額介護サービス相当事業で合わせて 2,512 万円でございます。

2 目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業を利用される方のケアプランを地域包括支援センターが作成するもので、400 万円でございます。

2 項 1 目の一般介護予防事業費につきましては、要支援でも要介護でもない方が介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的としたフレイル予防や介護ボランティアポイント事業、介護予防塾などで看護師、ホームヘルパー等の報酬、転倒骨折予防教室、送迎の委託料などです。介護予防普及啓発事業につきましては、フレイル予防事業の実施に係り 34 万 6,000 円。

346、347 ページをお開きください。

介護ボランティアポイント制度事業につきましては、28 万 2,000 円、通所

型介護予防事業につきましては、介護予防塾の実施に係り 310 万 3,000 円、会計年度任用職員（パートタイム経費）につきましては、介護予防塾の看護師、ヘルパー等に係り 488 万 7,000 円でございます。

3 項 1 目の包括的支援事業費の地域包括支援センター運営事業につきましては、山北町社会福祉協議会の地域包括支援センター運営委託料及び運営協議会の委員報酬などで、前年度比 142 万 5,000 円増の 2,664 万 8,000 円でございます。地域支援センターの人員は、主任介護支援専門員 1 名、社会福祉士 1 名、保健師 1 名の 3 名が正職員で、臨時職員として介護支援専門員の資格を有する者が 2 名の 5 人体制となっております。在宅医療・介護連携推進事業につきましては、足柄上 1 市 5 町により、在宅医療・介護連携に関する相談窓口となる在宅医療・介護連携支援センターを設置しているものでございます。委託先は、足柄上医師会とし、設置場所は県立足柄上病院内で本町の負担分は約 205 万 2,000 円でございます。

348、49 ページをお開きください。

生活支援体制整備事業につきましては、地域包括ケア実現のため、ボランティア、社会福祉法人、NPO、民間企業など、多様な主体が生活支援サービスの提供を行い、また高齢者自身も社会参加の中で担い手の一端を担うよう体制の整備を図るものであり、協議会の委員に払う支払う報酬等で 25 万 2,000 円でございます。認知症総合支援事業につきましては、社会福祉協議会へ委託し、地域包括支援センターで認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人に対して、初期の段階からの支援を包括的、集中的に行うとともに、認知症サポート医と連携し、情報提供や相談等を行い、指導・助言を受けるもので 60 万 1,000 円でございます。

地域ケア会議推進事業につきましては、医師やリハビリ職も含めた多職種協働による個別事例検討の積み重ねにより、地域課題の抽出、把握を行うもので 51 万円です。

認知症地域支援・ケア向上事業につきましては、社会全体で認知症の方々を支える体制づくりを推進するために取り組む事業で認知症カフェ、ひだまりカフェを運営する助成金や講師への謝金、委託料で 66 万 1,000 円でございます。

会計年度任用職員（パートタイム）経費につきましては、生活支援コーディネーターに支払う報酬等で地域資源の開発や発掘、担い手の要請、地域ニーズと地域資源のマッチング、関係者のネットワークとなる協議会の運営等を行うもので、281万4,000円でございます。

2目の任意事業費の成年後見制度利用支援事業につきましては、定年後見人への謝礼等で128万9,000円でございます。

350、351ページをお開きください。

住宅改修理由書作成手数料支給事業につきましては、住宅改修のみを行う場合など、介護支援専門員が見つからない場合に、地域包括支援センターが書類を作成する手数料で2万円でございます。

地域自立生活支援事業につきましては、配食サービスは4,000食分、会食サービスは22回実施予定で411万1,000円でございます。

介護給付費適正化事業につきましては、利用したサービスや金額等を年4回全てのサービス利用者へ通知するもので、医療費通知の介護バージョンと言えるものです。

通信運搬費、国保連への手数料です。ケアプラン点検委託料は、居宅介護支援事業所及び介護保険施設等に対し、より自立に即したケアプランとなるよう点検を行うものです。あわせて、62万8,000円でございます。介護相談員事業につきましては、介護相談員が施設等を訪問し、利用者と面接をする中で、利用者が日頃言い出せない思いを引き出して、施設側に伝えるなど、介護サービスの質を向上させるためのもので27万円でございます。

認知症サポーター等養成事業につきましては、サポーター養成講座を受講済みの活動ステップアップ研修を行うもので4万3,000円でございます。

4項1目の審査手数料につきましては、総合事業に係る審査手数料を国保連合会に支払うもので9万円でございます。

4款1項1目の高額介護サービス費貸付事業につきましては、高額介護サービス費が給付されるまでの期間、無利子で貸し付けるために計上するもので2万円でございますが、これまでに貸付実績はなく、項目出しです。

352ページ、353ページをお開きください。

5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、介護保険料を



保険給付費や地域支援事業費に充当後の余剰分を将来の給付に備えて積み立てるもので、前年度比1,043万円5,000円増の2,393万9,000円でございます。大きく増となりますのは、冒頭の説明と重なりますが、保険料収入は増となりますが、保険給付費は減となるため、増となるものです。

6款1項1目の第1号被保険者還付加算金につきましては、死亡提出等により過誤納となった介護保険分を還付するもので80万1,000円でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出の調整分より93万8,000円を計上するものでございます。

354、355ページをお開きください。

給与費等明細書でございますが、特別職は介護保険事業、介護保険運営協議会の委員報酬の明細で、一般職は職員3名分の給与費の明細でございます。

以降のページにつきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長  
商 工 観 光 課 長

商工観光課長。

続きまして、議案第21号 令和5年度山北町商品券特別会計予算について、御説明いたします。

362ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入でございます。

歳入につきましては、1款財産収入と2款繰越金を合わせまして、歳入合計821万8,000円を計上させていただいております。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、1款商品券売上費と2款予備費を合わせまして、歳入合計と同額の821万8,000円を計上させていただいております。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、365、366ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入につきましては、1款1項1目物品売払収入につきましては、商品券の売払収入として、本年度予算額は550万円の前年度と同額でございます。

続いて、2款1項1目繰越金の本年度の予算額は271万8,000円で前年度と比較いたしまして、81万3,000円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の商品券売払費の本年度の予算額は576万3,000円で、前年度と比較いたしまして3万1,000円の増でございます。主なものといたしましては、10節需用費の消耗品費として2万1,000円、印刷製本費で23万2,000円としております。これは敬老の祝分の通常の販売分に係る商品券の印刷代となります。

12節の委託料1万円は商品券管理データベースの変更委託料となります。22節償還金利子及び割引料は商品券売払収入と同額の550万円を計上させていただいております。

続いて、2款1項1目の予備費の本年度予算額は245万5,000円で、前年度と比較いたしまして、78万2,000円の増でございます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 議案第13号から議案第21号までについて、説明が終わりましたので、質疑に入りますが、質疑終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議における質疑は、総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは、議案番号順に行います。

初めに、議案第13号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第13号の質疑を終了いたします。

次に、議案第14号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第14号の質疑を終了いたします。

次に、議案第15号 令和5年度山北町下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第15号の質疑を終了いたします。

次に、議案第16号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第16号の質疑を終了いたします。

次に、議案第 17 号 令和 5 年度山北町山北財産区特別会計予算について、  
質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第 17 号の質疑を終了いたします。

次に、議案第 18 号、令和 5 年度山北町共和財産区特別会計予算について、  
質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第 18 号の質疑を終了いたします。

次に、議案第 19 号 令和 5 年度山北町三保財産区特別会計予算について、  
質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第 19 号の質疑を終了いたします。

次に、議案第 20 号 令和 5 年度山北町介護保険事業特別会計予算につい  
て、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第 20 号の質疑を終了いたします。

次に、議案第 21 号 令和 5 年度山北町商品券特別会計予算について、質疑  
を行います。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第 21 号の質疑を終了いたします。

議案第 13 号から議案第 21 号まで質疑が終了しましたので、先ほど、設置  
されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、よって議案第13号から議案第21号については、予算特  
別委員会へ付託し、審査することと決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を14時30分といたします。 (午後 2 時13分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2 時30分)

それでは、日程第11、議案第22号 令和 5 年度山北町水道事業会計予算を  
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 それでは、議案第22号 令和 5 年度山北町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、令和 5 年度山北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによ

る。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数4,380戸。
- (2) 年間総給水量118万7,000立方。
- (3) 1日平均給水量3,243立方。
- (4) 主要な建設改良事業、配水設備工事2,148万8,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億84万7,000円。

第1項水道営業収益1億6,037万6,000円。

第2項水道営業外収益4,047万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億84万7,000円。

第1項水道営業費用1億8,818万2,000円。

第2項水道営業外費用1,092万2,000円。

第3項水道予備費174万3,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,071万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額214万4,000円、建設改良積立金1,365万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4,491万7,000円で補填するものとする。)

収入。

第1款資本的収入1,690万1,000円。

第1項負担金193万円。

第2項補助金1,497万1,000円。

支出。

第1款資本的支出7,762万円。

第1項増設改良費 4,048万2,000円。

第2項企業債償還金 3,713万8,000円。

一時借入金。

第5条一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用との流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に利用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に利用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,401万7,000円。

他会計からの補助金。

第8条、簡易水道整備事業のため一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、1,497万1,000円である。

棚卸資産の購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、25万7,000円と定める。

令和5年3月3日提出。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第22号 令和5年度山北町水道事業会計予算について、御説明いたします。

初めに、実施計画書の内訳で御説明いたしますので、17、18ページをお開きください。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益、本年度2億84万7,000円で、前年度比125万5,000円の減でございます。

1項水道営業収益、本年度1億6,037万6,000円で、前年度比112万5,000

円の減でございます。1目給水収益は、本年度1億5,986万4,000円で、前年度比116万6,000円の減でございます。

なお、水道使用料につきましては、人口の減少と節水器具の普及に減少傾向にあることから、令和5年度は減額計上としております。

2目のその他営業収益は、本年度51万2,000円で、前年度比4万1,000円の増でございます。

1節の手数料は、指定給水工事の事業者証交付手数料が24件、設計審査及び工事検査で35件を見込んでおります。

2節の他会計負担金34万5,000円は一般会計より345基分の消火栓の維持管理費として繰入をするものでございます。

2項水道営業外収益は、本年度、4,047万1,000円で前年度比13万円の減となっております。

2目の受取利息及び配当金は2,000円で前年と同額でございます。

5目長期前受金戻入は4,046万9,000円で前年度比13万円の減でございます。これは、国や県の補助金の減価償却の見合い分を収益化するものでございます。

続きまして、19、20ページをお開きください。

収益的支出でございます。1款水道事業費用は本年度2億84万7,000円で、前年度比125万5,000円の減となっております。

1項水道営業費用は、本年度1億8,818万2,000円で、前年度比71万8,000円の減でございます。

1目の原水浄水費は、本年度、2,623万5,000円で、前年度比31万円の減となっております。主なものとしましては、14節委託料、107万2,000円は上水道及び簡易水道12か所の残留塩素の測定委託料などでございます。

18節修繕費150万円は、皆瀬川水源の整備や維持管理費でございます。

23節動力費1,850万円は、ポンプや施設の電気料で電気料の高騰により前年度比200万円の増を見込んでおります。

24節薬品費225万円は、次亜塩素酸ソーダ等の水道薬品代でございます。

25節受水費は、隙間地区の給水を小山から受水しており、115万9,000円を見込んでおります。

続きまして 21、22 ページをお開きください。

2 目配水給水費は、本年度、3,464 万 5,000 円で、前年度比 249 万 8,000 円の減でございます。主なものとしましては、14 節委託料 2,205 万 1,000 円は、水質検査業務や施設の電気、機械の点検業務の委託料です。

18 節修繕費 650 万円は、年間を通して漏水修理などに係る経費を計上しております。

20 節工事請負費、578 万 1,000 円は検定満期のメーター器を 424 か所交換する工事や、浄水場などの草刈りなどでございます。

続きまして 23、24 ページをお開きください。

3 目総係費は、本年度予算 4,326 万 7,000 円で前年度比 510 万 5,000 円の増でございます。主な内訳としましては、1 節報酬費は、運営審議会 8 名分の報酬でございます。

2 節給与費から 6 節法定福利費引当金繰入額は、職員 3 人分の人件費を計上しております。

14 節委託料 1,155 万 3,000 円は、主なものとしましては、企業会計のシステムソフトの保守料やメーター検針員 6 名の委託料、令和 5 年度はアセットマネジメントの策定業務委託を計上しております。

続きまして、25、26 ページをお開きください。

17 節使用料及び賃借料 221 万 7,000 円は、前年度同額でございます。

4 目の減額償却費は、建物の配水管などの構築物、機械及び装置などの有形固定資産減価償却費で 8,367 万 1,000 円で、前年度比 157 万 5,000 円の減でございます。

続きまして、27、28 ページをお開きください。

5 目の資産減耗費 36 万 4,000 円は、令和 5 年度に交換予定のメーター器の減価償却費でございます。

2 項水道営業外費用は、本年度 1,092 万 2,000 円で前年度比 75 万 5,000 円の減でございます。

1 目の支払利息 387 万 2,000 円は、前年度比 77 万 5,000 円の減となっております。

2 目の消費税につきましては、700 万円で前年度同額計上しております。

3節3項の水道予備費は本年度 174 万 3,000 円で前年度比 28 万 3,000 円の増でございます。

続きまして 29、30 ページをお開きください。

資本的収入は、1 款 1 項 1 目の負担金は、加入負担金として、本年度 8 件分 193 万円を見込んでおり、前年度同額でございます。

2 目補助金で一般会計から簡易水道整備のため、1,497 万 1,000 円繰入を行うものでございます。

続きまして 31、32 ページをお開きください。

資本的支出につきましては、1 款資本的支出、今年度 7,762 万円で、前年度比 1,386 万 8,000 円の減でございます。

1 項の増設改良費は、本年度 4,048 万 2,000 円で、前年度比 1,464 万 3,000 円の減でございます。

1 目の排水設備工事費 2,148 万 8,000 円で、主なものは、14 節委託料 711 万 7,000 円は清水東部簡易水道増圧ポンプ設備詳細設計業務委託、現在、共和地区の野背開戸、都夫良野地区は共和簡易水道から給水を行っていますが、清水東部簡易水道から給水を変更すると、ポンプ設備が必要となるため、行うものでございます。

また、簡易水道電気探査業務は、今年度水源探査を行い、井戸が掘削できない箇所が確認されたため、設計に必要な井戸の深度を調査するため、探査するものでございます。

20 節工事請負費 1,437 万 1,000 円は、清水東部の排水管布設替工事やテレメーター装置の更新などを行うものでございます。

3 目固定資産購入費は、今年度 359 万 4,000 円で前年度比 77 万 7,000 円の減でございます。これは 8 年に一度計量法により、交換が義務づけられているメーター器の交換、437 個の購入費と応急給水に使用する組立式給水タンクを購入するものでございます。

4 目営業設備費は、14 節委託料 1,540 万は配管図を電子化するために行うものです。

2 項企業債償還金につきましては、本年度 3,713 万 8,000 円で前年度比 77 万 5,000 円の増でございます。



続きまして、33、34 ページをお開きください。

償還高の当年の償還高支払利息を合わせますと、真ん中のところですね、4,100 万 8,568 円で、右のページの未償却残高につきましては、1 億 5,736 万 8,429 円でございます。

続きまして 35、36 ページをお開きください。

本予算書の注記でございます。I の重要な会計から次のページ 36 ページのIVのリース契約による、使用する固定資産までの記載となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

それでは、前に戻って、12 ページをお開きください。

令和 4 年度当初予定損益計算書でございます。

1 の営業収益は、給水収益、その他収益を合わせまして、1 億 4,686 万 2,000 円を見込んでおります。

2 の営業費用は 1 の原水浄水費から、5 の資産減耗費まで合わせまして、1 億 8,219 万 1,000 円で、営業収益から営業費用を差し引きますと、営業利益はマイナスの 3,532 万 9,000 円でございます。

3、営業外収益は、1 の受取利息及び配当金から 3 の雑収益まで合わせまして、4,061 万 2,000 円でございます。

4 の営業外費用は、支払利息、雑支出合わせまして、472 万 8,000 円で、営業外収益から営業会費を引きますと、3,588 万 4,000 円となり、経常利益は 55 万 5,000 円でございます。したがって、当年度純利益 55 万 5,000 円となり、前年度繰越利益剰余金 1,200 万円と、その他処分利益剰余金変動額 2,872 万 2,000 円。当年度未処分利益剰余金 4,122 万でございます。

続きまして 13、14 ページをお開きください。

令和 4 年度当初予定貸借対照表の前年度分でございます。

まず、資産の部は、1 の固定資産と 2 の流動資産を合わせた資産合計は、20 億 8,080 万 4,000 円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

3 の固定負債から 14 ページに移りまして、5 の繰延収益まで合わせた負債合計は 10 億 7,776 万 3,000 円でございます。

続きまして、支出の部でございます。6 の資本金と 7 の剰余金を合わせた

資本合計は10億304万1,000円で、負債資本合計は、20億8,080万4,000円でございます。

続きまして15、16ページをお開きください。

令和5年度当初予定貸借対照表の本年度分でございます。

資産の部は、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、20億2,567万4,000円でございます。

続きまして、負債の部でございます。3の固定負債から16ページに移りまして、繰延収益を合わせた負債合計は10億2,226万4,000円でございます。

次に、資本の部でございます。6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は10億341万円で、資本負債合計は20億2,567万4,000円でございます。

続きまして、5ページにお戻りください。

令和5年度当初予算キャッシュ・フロー計算書でございます。これは水道会計の1会計期間における資金の動きを活動区分別に示す計算書でございます。発生主義である水道会計は、収益、費用の金額の実際の収支の金額で差が出ることから、減却償却費など現金を伴わないものを含めて明示するものでございます。

それでは、1の業務に関するキャッシュフローは、通常の業務活動の実施に関わる資金状況を表すもので、4,995万1,000円でございます。2の投資活動によるキャッシュフローは、企業債の償還金以外の資本的収支であり、マイナス2,007万6,000円でございます。3の財務活動によるキャッシュフローは、資本的支出の企業債償還金に対しており、マイナスの3,713万8,000円でございます。資金増減額はマイナスの726万3,000円で資金期首残高の令和4年度の現金預金は2億4,797万3,000円となり、資金期末残高の現金預金額は、2億4,071万円でございます。

続きまして、6ページから11ページは給与費明細書でございます。

1の特別職については、水道運営審議会8名分でございます。

2の企業債につきましては、職員3名分となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上になります。

議

長

説明が終わりましたので、議案第22号について、質疑に入りますが、質疑

終了後、予算特別委員会に付託を提案しますので、本会議での質疑は総括的、大綱的な質疑とさせていただきます。

それでは質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第 22 号は、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないと認め、よって議案第 22 号については、予算特別委員会へ付託し、審査することと決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。

(午後 2 時52分)